

## 資料編

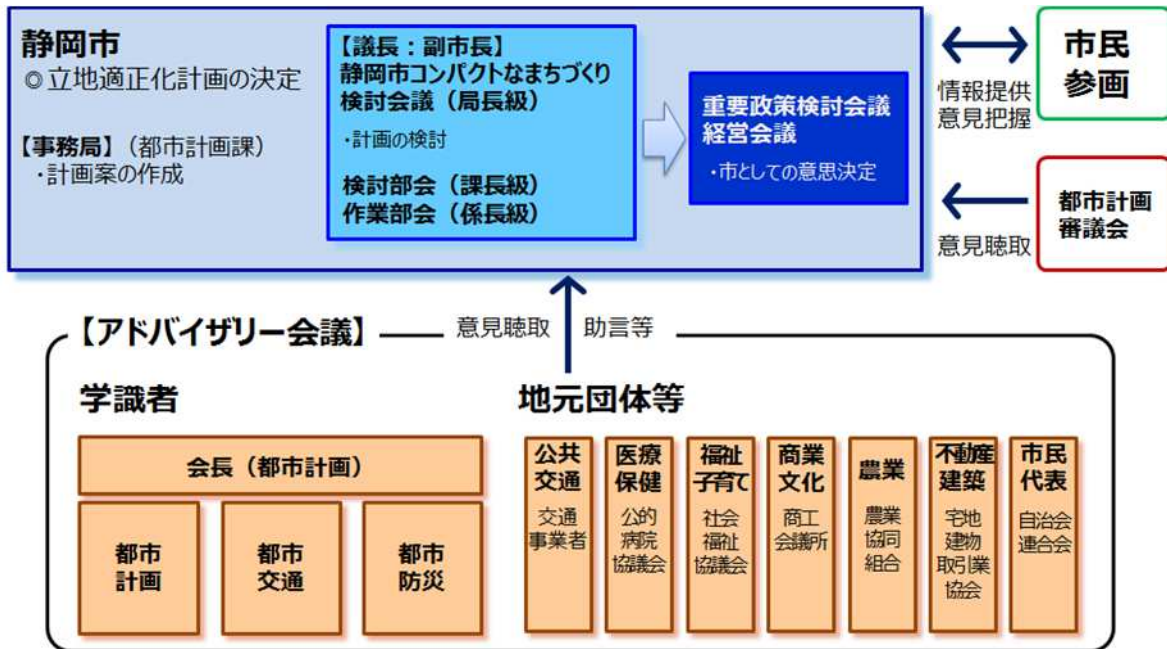
参考一1 検討体制等.....	112
参考一2 「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づく評価指標の解説.....	124
参考一3 各集約化拠点形成区域における区域設定の考え方.....	126
参考一4 各集約化拠点形成区域における災害リスク.....	132
参考一5 防災力の向上に関する取組.....	138
参考一6 都市機能の分類の考え方.....	143
参考一7 公共交通利便性の考え方.....	144
参考一8 各区域の面積.....	145
参考一9 届出書の様式.....	146



# 参考－１．検討体制等

## （１）検討体制

《検討体制図》



## (2) 各種会議の委員名簿

### ① 静岡市立地適正化計画策定アドバイザー会議

#### 【策定時】

	所属機関	役職等	氏名	備考
学識者	筑波大学大学院	教授	谷口守	会長
	埼玉大学大学院	教授	久保田尚	副会長
	東京大学大学院	准教授	村山顕人	
	東京大学	准教授	加藤孝明	
地元団体	しずてつジャストライン	専務取締役 取締役運行企画部長	風間直幸 (2015・2016年度) 山田光 (2017・2018年度)	
	静岡市公的病院協議会	会長	宮下正	
	静岡市社会福祉協議会	会長	山本伸晴	
	静岡商工会議所	常務理事 理事	長嶋誠一郎 (2015年度) 石川眞巳 (2016～2018年度)	
	清水農業協同組合	常務理事	池田省一	
	静岡県宅地建物取引業協会	理事	牛田久	
市民	静岡市自治会連合会	会長	鈴木健治 (2015年度) 瀧義弘 (2016～2018年度)	

#### 【改定時】

	所属機関	役職等	氏名	備考
学識者	筑波大学	教授	谷口守	会長
	東京大学	教授	加藤孝明	副会長
	日本大学	教授	大沢昌玄	
地元団体	しずてつジャストライン	運行企画部 部長	藁科孝佳	
	静岡市静岡医師会	会長	福地康紀	
	静岡市清水医師会	会長	望月篤	
	静岡市社会福祉協議会	常務理事	小幡剛弘	
	静岡商工会議所	常務理事	松下友幸	
	静岡市農業協同組合	代表理事専務	三津山定 (2022年度) 永田喜雅 (2023年度)	
	静岡県宅地建物取引業協会	理事	長谷川晃弘	
市民	静岡市自治会連合会	会長	中村直保	
	市民委員		若月雄介	
			望月菜央	
		高野美羽音		

## ②静岡市コンパクトなまちづくり検討会議・部会

検討会議		検討部会（課長級）
所 属	役 職	所 属 課
副市長		—
政策官	政策官	—
総務局	総務局長	総務課
	危機管理統括監	危機管理総室
企画局	企画局長	企画課
	公共資産統括監	アセットマネジメント推進課
財政局	財政局長	財政課
		税制課
市民局	市民局長	市民自治推進課
葵区役所	葵区長	地域総務課
駿河区役所	駿河区長	地域総務課
清水区役所	清水区長	地域総務課
観光交流文化局	観光交流文化局長	観光・国際交流課
環境局	環境局長	環境創造課
保健福祉長寿局	保健福祉長寿局長 健康長寿統括監	地域包括ケア推進本部
		福祉総務課
		健康づくり推進課
		保健医療課
子ども未来局	子ども未来局長	子ども未来課
経済局	経済局長 海洋文化都市統括監	海洋文化都市推進本部
		産業政策課
		産業振興課
		農業政策課
都市局	都市局長	都市計画課
		交通政策課
		建築総務課
		住宅政策課
建設局	建設局長	建設政策課
		道路計画課
消防局	消防局長	消防総務課
		警防課
上下水道局	上下水道局長	水道企画課
		下水道計画課
教育局	教育局長 教育統括監	教育総務課

※名簿には2018年度に開催した静岡市コンパクトなまちづくり検討会議・部会の委員のみ記載して  
います。

## ③ 静岡市コンパクトなまちづくり検討会議立地適正化計画策定作業部会

作業部会（係長級）		
局	部	課
総務局	—	危機管理課
企画局	—	企画課
		アセットマネジメント推進課
財政局	財政部	財政課
	税務部	税制課
市民局	—	生涯学習推進課
葵区役所	—	地域総務課
駿河区役所	—	地域総務課
清水区役所	—	地域総務課
観光交流文化局	—	歴史文化課
		文化振興課
保健福祉	地域包括ケア推進本部	
長寿局	健康福祉部	福祉総務課
		健康づくり推進課
		高齢者福祉課
	保健衛生医療部	保健医療課
子ども未来局	—	子ども未来課
経済局	海洋文化都市推進本部	
	商工部	産業政策課
		産業振興課
		商業労政課
	農林水産部	農業政策課
都市局	都市計画部	都市計画課
		交通政策課
		開発指導課
		市街地整備課
		新インターチェンジ周辺整備課
		清水駅周辺整備課
	緑地政策課	
建築部	住宅政策課	
建設局	土木部	建設政策課
	道路部	道路計画課
上下水道局	下水道部	水道企画課
		下水道計画課
教育局	—	教育総務課
		教育施設課

※名簿には2018年度に開催した静岡市コンパクトなまちづくり検討会議立地適正化計画策定作業部会の委員のみ記載しています。

### (3) 策定及び改定の経緯（各会議日程）

#### 【策定時】

年 月	会議名称等	
2015 年度	7 月	2015 年度市民意識調査
	1 月	第 1 回静岡市立地適正化計画策定アドバイザー会議
	3 月	第 2 回静岡市立地適正化計画策定アドバイザー会議
2016 年度	4 月～ 5 月	Voice of しずおか市民討議会 2016 事前アンケート
	6 月	Voice of しずおか市民討議会 2016
	7 月	第 3 回静岡市立地適正化計画策定アドバイザー会議
	10 月	第 4 回静岡市立地適正化計画策定アドバイザー会議
	12 月	静岡大学への出前講座
	12 月～ 1 月	パブリックコメント
	1 月	オープンハウス、市民説明会
	3 月	静岡市立地適正化計画（集約化拠点形成区域）公表
2017 年度	7 月	静岡市民ウェブモニターアンケート
	9 月	第 5 回静岡市立地適正化計画策定アドバイザー会議
	12 月	第 6 回静岡市立地適正化計画策定アドバイザー会議
2018 年度	7 月～ 8 月	パブリックコメント
	7 月	オープンハウス、常葉大学への出前講座
	8 月	市民説明会
	10 月	第 7 回静岡市立地適正化計画策定アドバイザー会議、 静岡図書館友の会への出前講座
	11 月	静岡大学への出前講座
	1 月	静岡大学への出前講座
	3 月	静岡市立地適正化計画改定

#### 【改定時】

年 月	会議名称等	
2022 年度	2 月	第 1 回静岡市立地適正化計画変更アドバイザー会議
2023 年度	7 月	第 2 回静岡市立地適正化計画変更アドバイザー会議
	12 月～ 1 月	パブリックコメント
	1 月	第 3 回静岡市立地適正化計画変更アドバイザー会議
	3 月	静岡市立地適正化計画改定

※策定及び改定の経緯は、アドバイザー会議や市民参画いただいたもの等、主要なもののみ記載しています。

## (4) 市民参画

### ① 2015年度市民意識調査

市民の皆様が普段利用している生活サービス施設について、ご意見を伺い、誘導施設の検討に活用しました。

実施期間	2015年7月1日～2015年7月21日
標本数	5,000 (住民基本台帳より静岡市在住の20歳以上の男女個人を等間隔無作為抽出法により抽出)
回収数(回収率)	2,265(回収率45.3%)

### ② Voice of しずおか市民討議会2016事前アンケート

「Voice of しずおか市民討議会2016」の開催にあたり、地域の課題等に関するご意見を伺い、討議会の運営と、各拠点の将来像の検討に活用しました。

実施期間	2016年4月26日～5月20日
標本数	1,500 (住民基本台帳より18歳以上の方を単純無作為抽出法により抽出)
回収数(回収率)	239(回収率15.9%)

### ③ Voice of しずおか市民討議会2016

無作為に選ばれた10～70代の市民の皆様44名により、「みんなで考える、20年後の魅力ある静岡」をテーマにした討議会を行い、多様なご意見を頂きました。

実施期間	2016年6月26日(日)午前10時～午後5時
会場	城東保健福祉エリア
参加者数	44名

※詳細はP120をご参照ください。

#### ④ パブリックコメント

立地適正化計画案について、広く市民の皆様の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	2016年12月22日（木）～2017年1月23日（月）
実施内容	静岡市立地適正化計画（集約化拠点形成区域）案をホームページや公共施設等で公開し、意見を募集

実施期間	2018年7月13日（金）～2018年8月14日（火）
実施内容	静岡市立地適正化計画改定案をホームページや公共施設等で公開し、意見を募集

実施期間	2023年12月28日（木）～2024年2月2日（金）
実施内容	静岡市立地適正化計画改定案をホームページや公共施設等で公開し、意見を募集

※詳細はP121～P123をご参照ください。

#### ⑤ オープンハウス

立地適正化計画案について市民の皆様に関心を持っていただくとともに、意見を計画案に反映することを目的に、オープンハウス（パネル展示）を実施しました。

実施期間	葵会場：2017年1月5日（木）～1月12日（木） 駿河会場：2017年1月7日（土）～1月11日（水） 清水会場：2017年1月16日（月）～1月20日（金）
会場	静岡庁舎、セントラルスクエア静岡、清水庁舎

実施期間	葵会場：2018年7月14日（土）～16（月・祝） 清水会場：2018年7月21日（土）～22（日） 駿河会場：2018年7月28日（土）～29（日）
会場	静岡駅地下広場、エスパルスドリームプラザ、セントラルスクエア静岡



## ⑥ 市民説明会

立地適正化計画案について市民の皆様にご理解いただくとともに、意見を計画案に反映することを目的に、各区での市民説明会を実施しました。

実施期間	2017年1月16日（月）、18日（水）、20日（金）
会場	静岡庁舎、駿河区役所、清水庁舎

実施期間	2018年8月6日（月）、7日（火）、8日（水）
会場	駿河区役所、静岡庁舎、清水庁舎

## ⑦ 静岡市民ウェブモニターアンケート

市民の皆様の「バスを使いやすい（利便性が高い）と感じる条件」や「まちなかへの住み替えのきっかけ、居住地選択の理由の傾向」などを把握することを目的に、ウェブモニターアンケートを実施しました。

調査名	① 公共交通の利便性に関するアンケート ② 居住地選択に関するアンケート
実施期間	① 2017年7月10日（月）～2017年7月18日（火） ② 2017年7月11日（火）～2017年7月13日（木）
配信対象者	① 静岡市在住者 ② 10年以内に引っ越しを経験している市街化区域在住者
回収数	① 1,000 ② 300

## Voice of しずおか市民討議会 2016

## 『みんなで考える、20年後の魅力ある静岡 ～地域の特徴を活かしたまちづくり』

《Voice of しずおか市民討議会とは》

ドイツの「ブラーヌクスツェレ」という市民参画の手法を参考にしたもので、参加者を無作為抽出することで、普段意見を表明する機会が少なかった市民の「声なき声」を聴くことができる効果的な手法です。

2016年6月26日（日）午前10時～午後5時、城東保健福祉エリアにおいて、10～70代の市民の皆様44名により、「みんなで考える20年後の魅力ある静岡～地域の特徴を活かしたまちづくり～」をテーマにした討議会を行い、多様なご意見を頂きました。



## ■20年後の魅力ある静岡市の姿について

- 観光 各ホビーメーカーを集めた”おもちゃパーク”を作る
- 環状線を作り、内部は自動運転の車で移動
- 地元就職率100%の大学のある市
- ツール・ド・しそ～かの開催
- スポーツ プロ野球チームの誘致！！
- 東海道の復活
- 遊んで学んで働いて、青春の後片付け
- 働く場を増やす（企業誘致・起業）
- 医療の充実（産婦人科・小児科）

## ■各拠点のキャッチフレーズと20年後の将来像について

拠点	キャッチフレーズ	20年後の将来像について
静岡駅周辺	グローバルAAA静岡 （あそぶ・あつまる・あいる）	・ホビーを通じたグローバル交流 ・グローバルな静岡カラーの創造
清水駅周辺	思い出♡詰めよう！N清水	・清水ゆりかもめ計画 ・工場見学ツアー
東静岡駅周辺	芸術・文化の街へ出港 ～副都心東静岡戦艦～	・Park～静岡のセントラルパーク ・Ship～芸術・文化の巨大戦艦
草薙駅周辺	就活 終活 しゅうかつは草薙！！	・学生に介護してもらえる街 ・卒業しても離れたくない街
駿河区役所周辺	進化しつづけるまち Shizuoka 吉祥寺 住みやすいNO1	・静岡の吉祥寺を目指す ・交通ストレスのないまち
安倍川駅周辺	フレッシュ&ジューシー おさだ	・長田フルーツパーク ・安倍川タワー
由比周辺	歴史と海のコラボタウン 「そだ！！由比へ行こう！！」	・東海道の街並みを活かした「観光地」 ・桜えびとみかん 特産がたくさん
蒲原周辺	御殿山から見る東海道と浮遊都市 -History&Future-	・浮遊都市 桜エビ水族館（体験型） おもちゃパーク ・海を活かす 海洋深層水 缶詰（なんでも）

## 《 パブリックコメントの結果① 》

立地適正化計画案について、市民の皆様の意見を募集、反映するため、パブリックコメントを実施しました。

## ■実施期間

2016年12月22日（木）～2017年1月23日（月）

## ■意見提出者の属性

## ①性別

男性	女性	不明	計 (人)
168	100	14	282

## ②年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計 (人)
2	146	27	39	21	25	4	18	282

## ■集約化拠点形成区域に期待すること（アンケート）

それぞれの集約化拠点形成区域に「期待すること」を、1人最大3つまで回答していただきました。

内容	静岡駅 周辺地区	清水駅 周辺地区	東静岡駅 周辺地区	草薙駅 周辺地区	駿河区役所 周辺地区	安倍川駅 周辺地区
1) 様々な行政サービスが便利に利用できるまち	12.1%	7.8%	5.9%	4.1%	13.2%	9.2%
2) 買い物やすく、歩いて楽しめるまち	21.0%	14.6%	10.5%	6.7%	3.6%	3.7%
3) 働く場が充実し、活気のあるまち	8.6%	9.6%	8.4%	3.0%	8.9%	2.8%
4) 子育てしやすく、子どもを大切にすまち	3.6%	6.2%	10.8%	12.7%	5.3%	17.9%
5) 医療が充実し、安心して過ごせるまち	5.9%	9.0%	7.7%	5.6%	14.2%	8.3%
6) 福祉が充実し、高齢者も過ごしやすいまち	2.7%	3.1%	4.5%	6.0%	8.5%	9.6%
7) 教育環境が充実し、学生が多く、元気なまち	2.7%	1.9%	9.1%	19.4%	8.5%	1.4%
8) 歴史や文化が感じられ、市内外から人が集まるまち	12.4%	7.8%	2.8%	6.0%	2.5%	3.2%
9) 様々なイベントが充実し、にぎわいのあるまち	11.5%	12.1%	14.0%	2.6%	5.0%	2.3%
10) 誰もが学び、集う、ふれあいのあるまち	2.7%	1.9%	7.3%	8.2%	3.6%	3.7%
11) みどりが身近に感じられる、うるおいのあるまち	2.4%	1.6%	6.6%	14.6%	6.4%	13.3%
12) 公共交通が便利に利用でき、誰もが移動しやすいまち	10.1%	10.6%	8.4%	6.7%	9.6%	9.6%
13) 災害に強く、安全に過ごせるまち	4.4%	14.0%	3.5%	4.5%	10.3%	14.2%
14) その他	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.4%	0.9%
件数	338	322	286	268	281	218

## ■主な自由意見

- 人口減少下で街を拡大していくのではなく、コンパクトに、駅チカに建物を集めることは、非常に便利になると思った。また、そのためには公共交通機関や道路整備、駐車場などの活性化が必要不可欠だと考える。
- 清水駅周辺に医療の充実を望む。小児科・外科が不足していて、車がない人は困っていると思う。
- 蒲原由比地区は静岡地区・清水地区と距離的にも離れているし、アクセスする交通手段も限られている。集約化拠点形成区域が必要なのではないか。
- コンパクトなまちづくりを進める中で、オクシズといった中山間地域の疎外感を生んでしまわないかが気がかりだ。
- 人口減少の理由がはっきりとは分かっていないが、津波がこの先来るからかなあと思う。街の発展とともに防災についても十分な施策があると将来も安心だ。

## 《 パブリックコメントの結果② 》

立地適正化計画改定案について、市民の皆様の意見を募集、反映するため、パブリックコメントを実施しました。

## ■実施期間

2018年7月13日（金）～2018年8月14日（火）

## ■意見提出者の属性

## ①性別

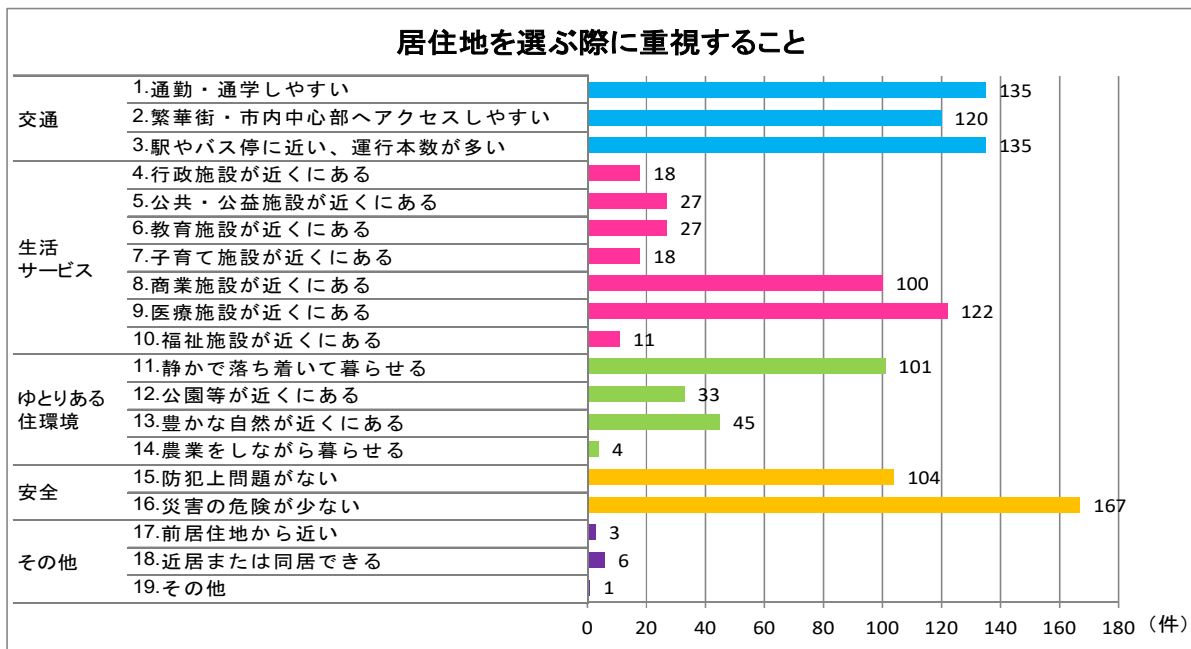
男性	女性	不明	計 (人)
172	193	33	398

## ②年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計 (人)
25	37	71	85	64	49	32	35	398

## ■居住地を選ぶ際に重視すること（アンケート）

「居住地を選ぶ際に重視すること」を、1人最大3つまで回答していただきました。



## ■主な自由意見

- ・「お茶っ葉型」のまちは、良いと思う。静岡駅周辺だけに公共施設が集まってしまうような工夫があると良いと思う。
- ・JRを年の多い人が利用するのは、少し大変なので、「しずく」間の行き来が利用しやすくなる方法も考えてほしい。
- ・各拠点に集中して環境改善を行うと、土地価格が上昇し施設が立地しづらくなるのではないかと。
- ・興津駅周辺は利便性の高い市街地ゾーンになっているが、自然調和ゾーンとの間にゆとりある市街地ゾーンがないので、それを作った方が良いのではないかと。
- ・私の居住地区は「ゆとりある市街化地区」からも外れており、実際バスの本数が少ないなど困っている部分もあるため対象以外の地域への対策が今後どうなっていくのかが気がかりだ。
- ・市内のJRの駅それぞれの拠点として小型バスの運行をはかり、自動車を持たない交通弱者の利便性を高めてもらいたい。
- ・静岡に暮らし44年になりますが、東京と比べると生活しやすくとっても便利に感じる。

## 《 パブリックコメントの結果③ 》

立地適正化計画改定案について、市民の皆様の意見を募集、反映するため、パブリックコメントを実施しました。

## ■実施期間

2023年12月28日（木）～2024年2月2日（金）

## ■意見提出者の属性

## ①性別

男性	女性	不明	計 (人)
6	4	1	11

## ②年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計 (人)
0	2	0	3	2	3	1	0	11

## ■主な自由意見

- ・災害に係る新たな知見や被害想定の見直し等に応じ、本計画で定める利便性の高い市街地形成区域等も見直していただきたい。
- ・能登半島地震をみて、地震や津波の恐さを改めて感じた。災害に強いまちづくりに力を入れてほしい。
- ・令和4年台風15号では、清水区の大橋川が氾濫し、床下浸水した。こうした経緯も踏まえ、「都市の防災に関する機能の確保」として、河川改修、定期的な清掃、台風前の河川周辺の樹木伐採等を実施いただきたい。

## 参考-2. 「都市構造の評価に関するハンドブック」 に基づく評価指標の解説

《各評価指標の解説》

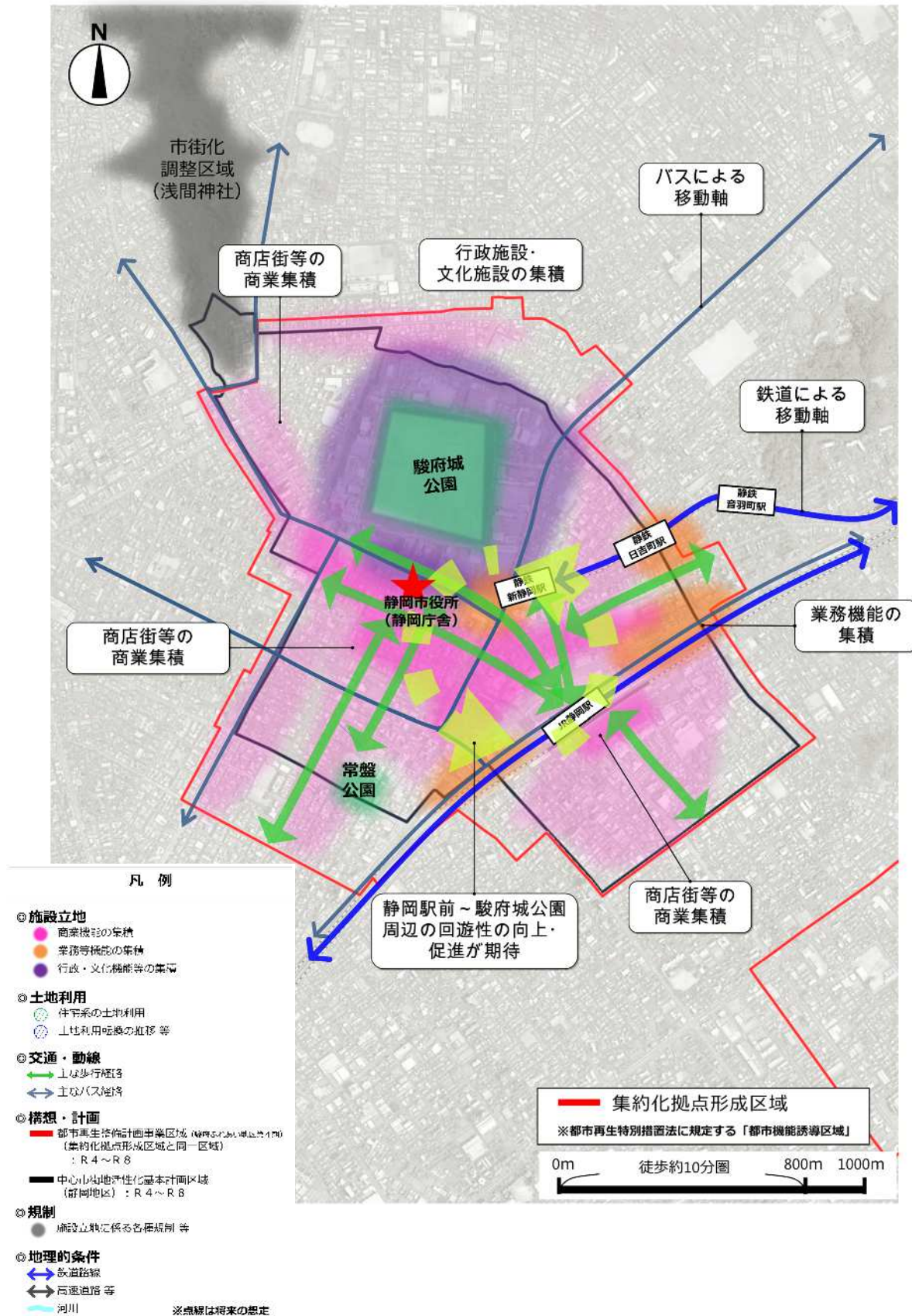
評価分野	評価軸	評価指標 ※[ ]は本市の参考値	算定方法	データ出典・年次
①生活 利便性	居住機能の 適切な誘導	日常生活サービス徒歩圏 充足率 [58.7 %]	医療施設(病院・診療所で内科または外科を有する施設)、福祉施設(公共介護施設<通所系施設>、民間介護施設)、商業施設(専門スーパー、総合スーパー、百貨店)、運行頻度が片道30本/日以上以上の鉄道駅またはバス停の徒歩圏全てが重複するエリアに居住する人口を都市の総人口で除して算出	《医療施設》H22 国土数値情報 《福祉施設》H23 国土数値情報、H25 介護サービス情報公開システム 《商業施設》H19 商業統計メッシュ 《公共交通》H22 国土数値情報 「鉄道データ」、H22 国土数値情報 「バス停留所データ」、H25.3 「鉄道軌道駅別運行本数データ」
		人口密度(市街化区域) [68.6 人/ha]	市街化区域における人口密度を算出	H22 国勢調査
		徒歩圏人口カバー率(医療) [89.9 %]	医療施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出	《医療施設》に同じ
		徒歩圏人口カバー率(福祉) [89.1 %]	福祉施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出	《福祉施設》に同じ
		徒歩圏人口カバー率(商業) [85.6 %]	商業施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出	《商業施設》に同じ
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 [66.9 %]	運行頻度が片道30本/日以上以上のサービス水準を有する鉄道駅又はバス停の徒歩圏(鉄道については半径800m、バス停については半径300m)に居住する人口を都市の総人口で除して算出	《公共交通》に同じ
	都市機能の 適正配置	生活サービス施設の利用圏平均人口密度(医療) [34.1 人/ha]	医療施設から半径800mの圏域に該当する各メッシュの人口密度を算出し、その平均値を算出	《医療施設》に同じ
		生活サービス施設の利用圏平均人口密度(福祉) [32.9 人/ha]	福祉施設から半径800mの圏域に該当する各メッシュの人口密度を算出し、その平均値を算出	《福祉施設》に同じ
		生活サービス施設の利用圏平均人口密度(商業) [38.9 人/ha]	商業施設から半径800mの圏域に該当する各メッシュの人口密度を算出し、その平均値を算出	《商業施設》に同じ
	公共交通の 利用促進	公共交通の機関分担率 [9.7 %]	「鉄道分担率」と「バス分担率」を集計して算出	H22 全国都市交通特性調査 各都市圏のパーソントリップ調査
		市民一人当たりの自動車総走行台キロ [10.7 台キロ/人]	乗用車の市区町村別自動車走行台キロ(台キロ/日)を都市の総人口で除して算出	H22 道路交通センサス
		公共交通沿線地域の人口密度 [23.7 人/ha]	鉄道駅から半径800m、及びバス停から半径300mの圏域に該当するメッシュについてそれぞれの人口密度を算出してその平均値を算出	《公共交通》に同じ



評価分野	評価軸	評価指標	算定方法	データ出典・年次
②健康・福祉	徒歩行動の増加と市民の健康増進	徒歩、自転車の機関分担率 [39.6 %]	「徒歩分担率」と「自転車分担率」を集計して算出	《公共交通》に同じ
		高齢者の外出率 [66.2 %]	高齢者の外出者数を高齢者調査対象者数で除して算出	《公共交通》に同じ
	都市生活の利便性向上	高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合 [56.6 %]	市町村別の最寄医療機関までの距離別住宅数の総数に占める 500m 以上の住宅数の割合	H20 住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄医療機関までの距離別住宅数」
		高齢者福祉施設の中学校圏域高齢人口カバー率 [85.8 %]	高齢者福祉施設の半径 1km 圏域の 65 歳以上人口を、都市の 65 歳以上総人口で除して算出	《福祉施設》に同じ
		保育所の徒歩圏 0～5 歳人口カバー率 [81.5 %]	保育所の半径 800m 圏域の 0～5 歳人口を、都市の 0～5 歳総人口で除して算出	《保育所》H22 国土数値情報
	歩きやすい環境の形成	歩道整備率 [42.3 %]	歩道が設置された道路延長を一般道路実延長で除して算出	H22 道路交通センサス
		高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合 [70.2 %]	市町村別の最寄公園までの距離別住宅数の総数に占める 500m 以上の住宅数の割合	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄公園までの距離別住宅数」
公園緑地の徒歩圏人口カバー率（居住を誘導する区域） [93.5 %]		都市公園の位置（代表点）から半径 500m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出	H23 国土数値情報「都市公園データ」	
③安全・安心	市街地の安全性の確保	市民一人あたりの交通事故死亡者数 [0.28 人]	市町村別の交通事故死亡者数を人口で除して算出	H22 (財) 交通事故総合分析センター 全国市区町村別交通事故死亡者数
		最寄り緊急避難場所までの平均距離 [630 m]	最寄の緊急避難場所までの距離帯別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で除して算出	H20 住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄の緊急避難場所までの距離別住宅数」
	市街地荒廃化の抑制	空き家率 [—]	空き家数（その他住宅）を住宅総数で除して算出	H20 住宅・土地統計調査
④地域経済	サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高 [16.0 百万円/人]	第三次産業（電気・ガス、情報通信業、運輸業、金融業等の業務分類（F～R））の売上高を第三次産業従業者人口で除して算出	H24 経済センサス
		従業人口密度（都市機能を誘導する区域） [35.7 人/ha]	都市機能を誘導する区域（市街化区域）に該当するメッシュにおける従業者人口密度の平均値を算出	H22 国勢調査
		都市全域の小売商業床面積あたりの売上高 [86.4 万円/㎡]	都市全域における小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で除して算出	H24 経済センサスー活動調査
	健全な不動産の形成	都市機能を誘導する区域における小売商業床効率 [93.5 万円/㎡]	都市機能を誘導する区域に該当するメッシュにおける小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で除して算出	H19 商業統計メッシュ（500m）
		平均住宅地価（居住を誘導する区域） [112 千円/㎡]	居住を誘導する区域内（市街化区域）の用途区分が住宅地に該当する公示地価の平均値を算出	H25 地価公示 公示価格
⑤行政運営	都市経営の効率化	市民 1 人当たりの歳出額 [375 千円]	歳出決算総額を都市の総人口で除して算出	H24 統計で見る市区町村のすがた「歳出決算総額」
		財政力指数 [0.89]	財政力指数	H24 統計で見る市区町村のすがた 総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧 「財政力指数」
	安定的な税収の確保	市民 1 人当たり税収額 [147 千円]	市町村民税及び固定資産税の総額を都市の総人口で除して算出	H22 統計で見る市区町村のすがた「市町村民税」、「固定資産税」
⑥エネルギー・低炭素	運輸部門の省エネ・低炭素化	市民一人当たりの自動車 CO2 排出量 [0.90 t-CO2/年]	小型車の自動車交通量（走行台キロ/日）に、実走行燃費を除いて燃料消費量を求め、燃料別 CO2 排出係数（ガソリン）を乗じて、年換算して CO2 排出量を算出	《自動車走行台キロ》H22 道路交通センサス 《台キロあたりガソリン消費量》H22 国土交通白書

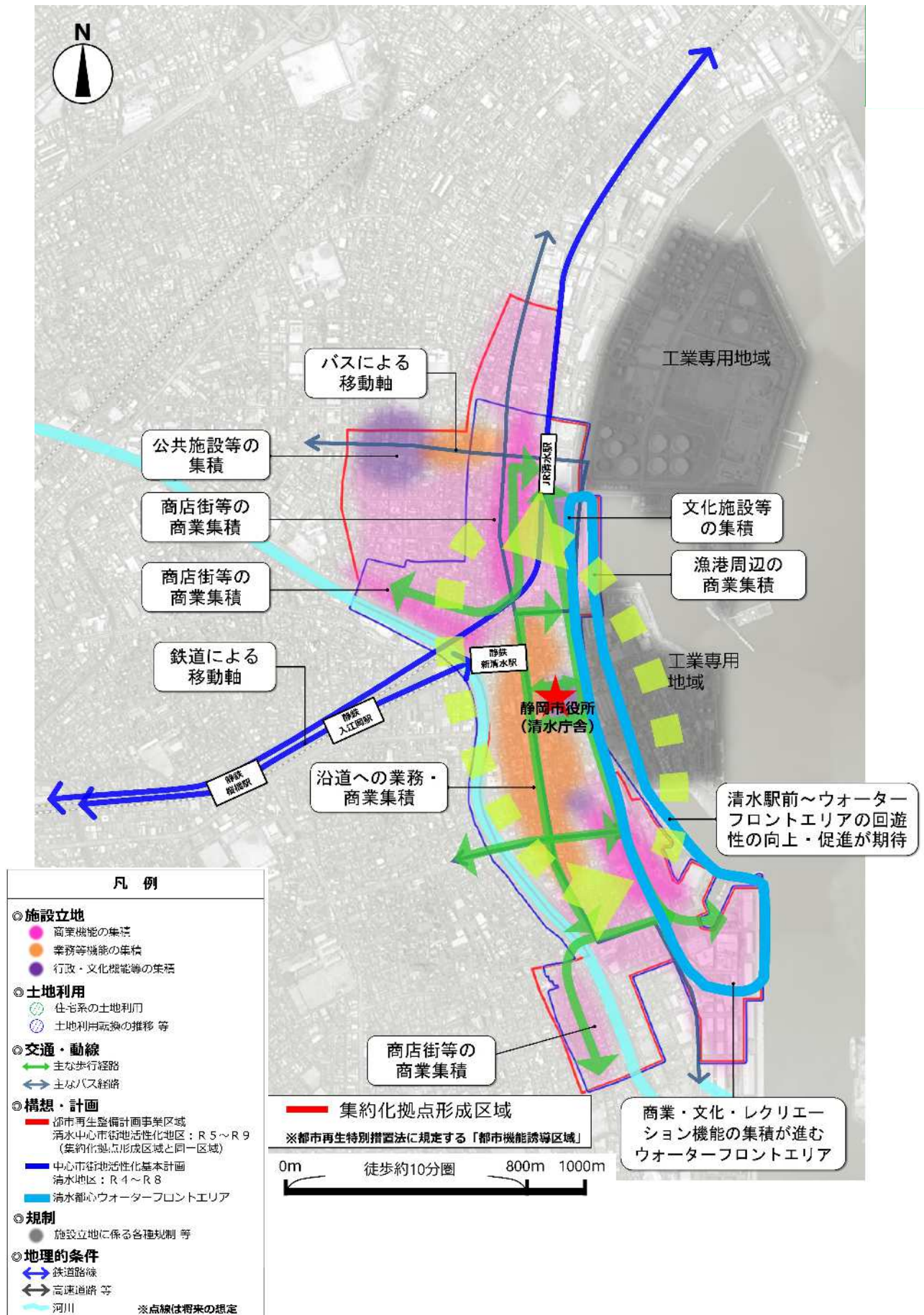
# 参考－ 3. 各集約化拠点形成区域における区域設定の考え方

《静岡駅周辺地区における集約化拠点形成区域設定の考え方》





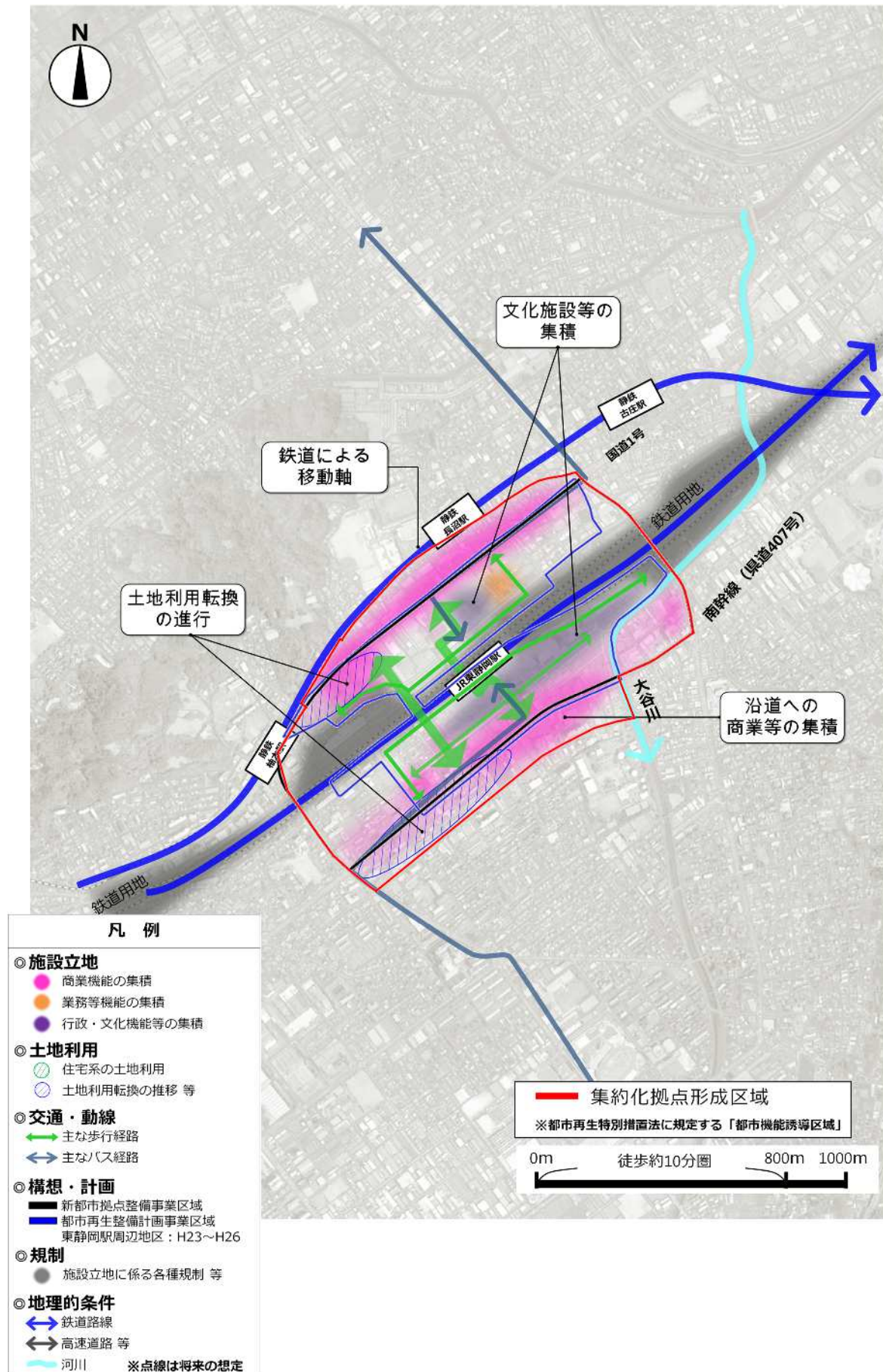
《清水駅周辺地区における集約化拠点形成区域設定の考え方》



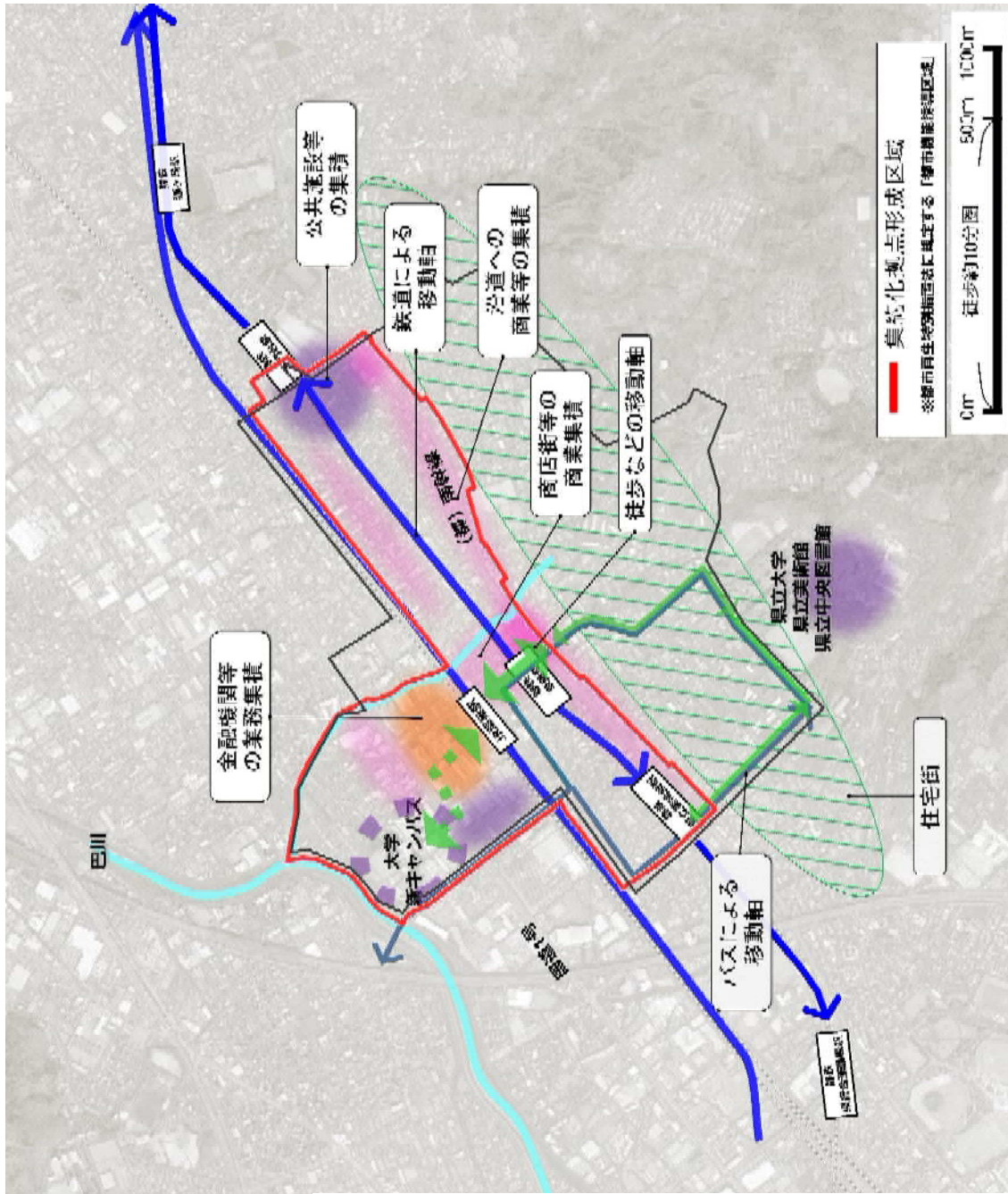
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章



《東静岡駅周辺地区における集約化拠点形成区域設定の考え方》



《草薙駅周辺地区における集約化拠点形成区域設定の考え方》



**凡例**

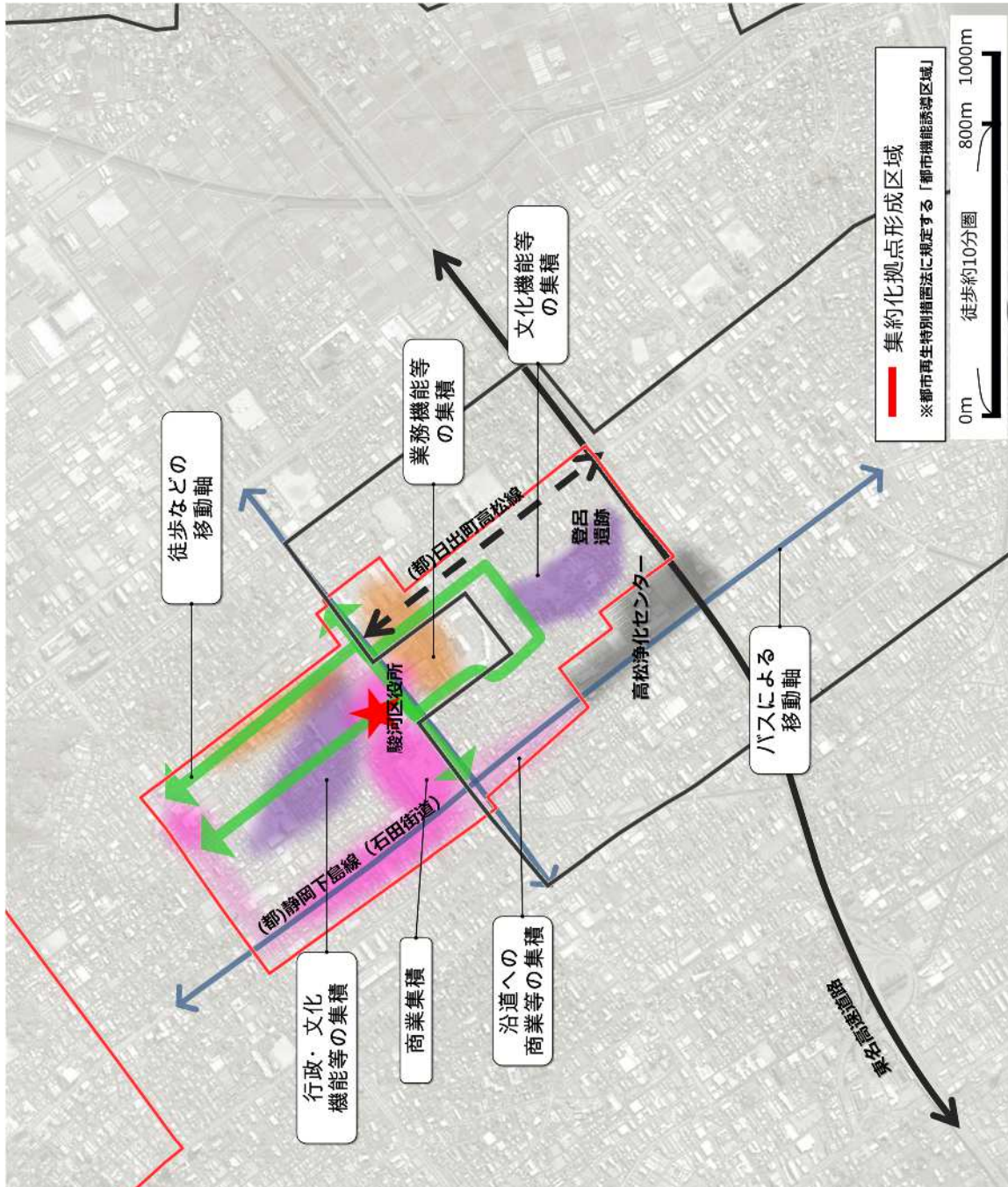
- ◎ **施設立地**
  - 商業機能の集積
  - 業務等機能の集積
  - 行政・文化機能等の集積
- ◎ **土地利用**
  - 住宅系の土地利用
  - 土地利用転換の推移等
- ◎ **交通・動線**
  - 主な歩行経路
  - 主なバス経路
- ◎ **構想・計画**
  - 都市再生整備計画事業区域
  - 草薙駅周辺地区：R2～R6
- ◎ **規制**
  - 施設立地に係る各種規制等
- ◎ **地理的条件**
  - 鉄道路線
  - 高速道路等
  - 河川

※点線は将来の想定

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章



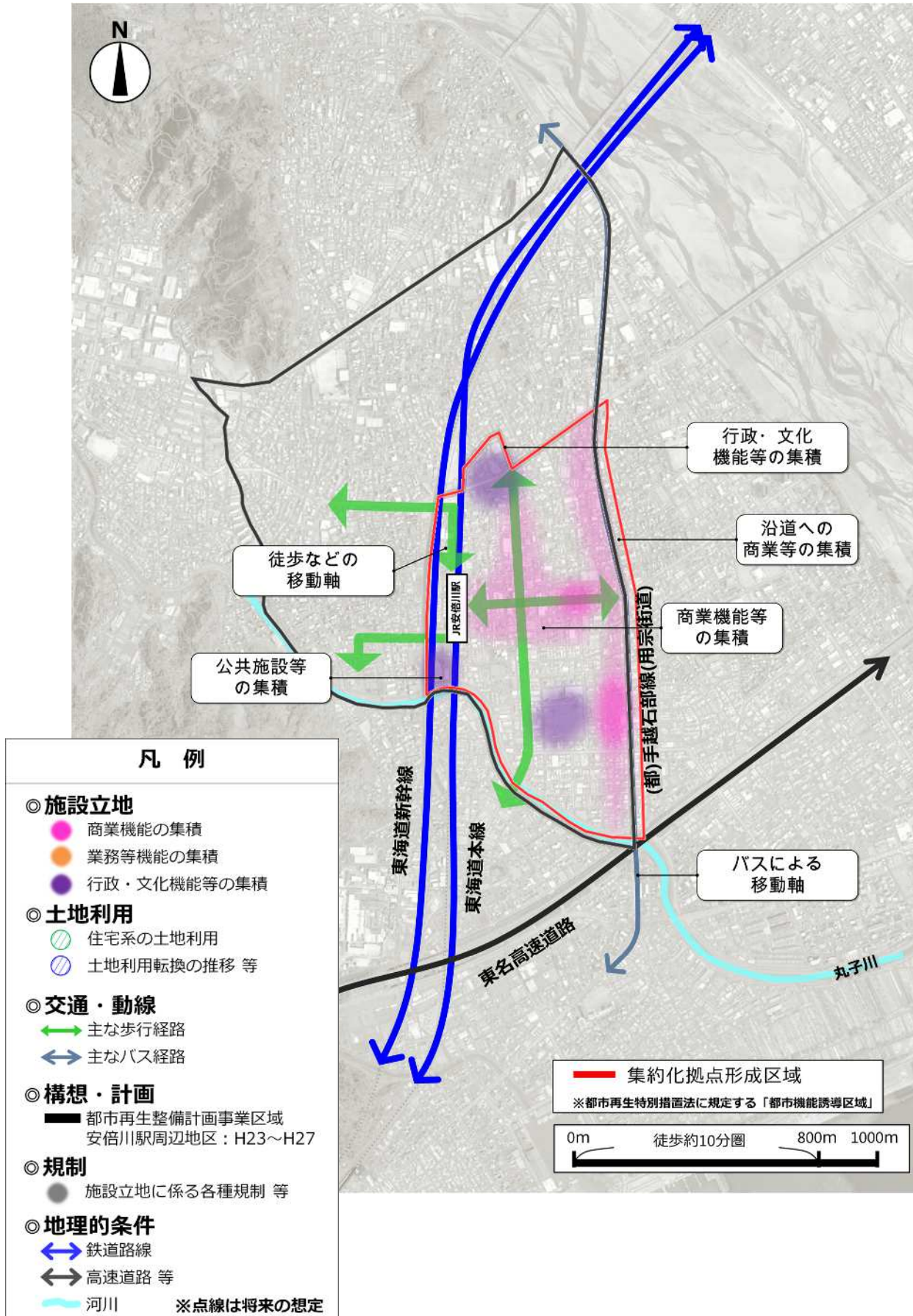
《駿河区役所周辺地区における集約化拠点形成区域設定の考え方》



凡例	
◎ 施設立地	商業機能の集積 業務等機能の集積 行政・文化機能等の集積
◎ 土地利用	住宅系の土地利用 土地利用転換の推移等
◎ 交通・動線	主な歩行経路 主なバス経路
◎ 構想・計画	都市再生整備計画事業区域 登呂公園周辺地区：H17～H21
◎ 規制	施設立地に係る各種規制等
◎ 地理的条件	鉄道路線 高速道路等 河川
※点線は将来の想定	



《安倍川駅周辺地区における集約化拠点形成区域設定の考え方》

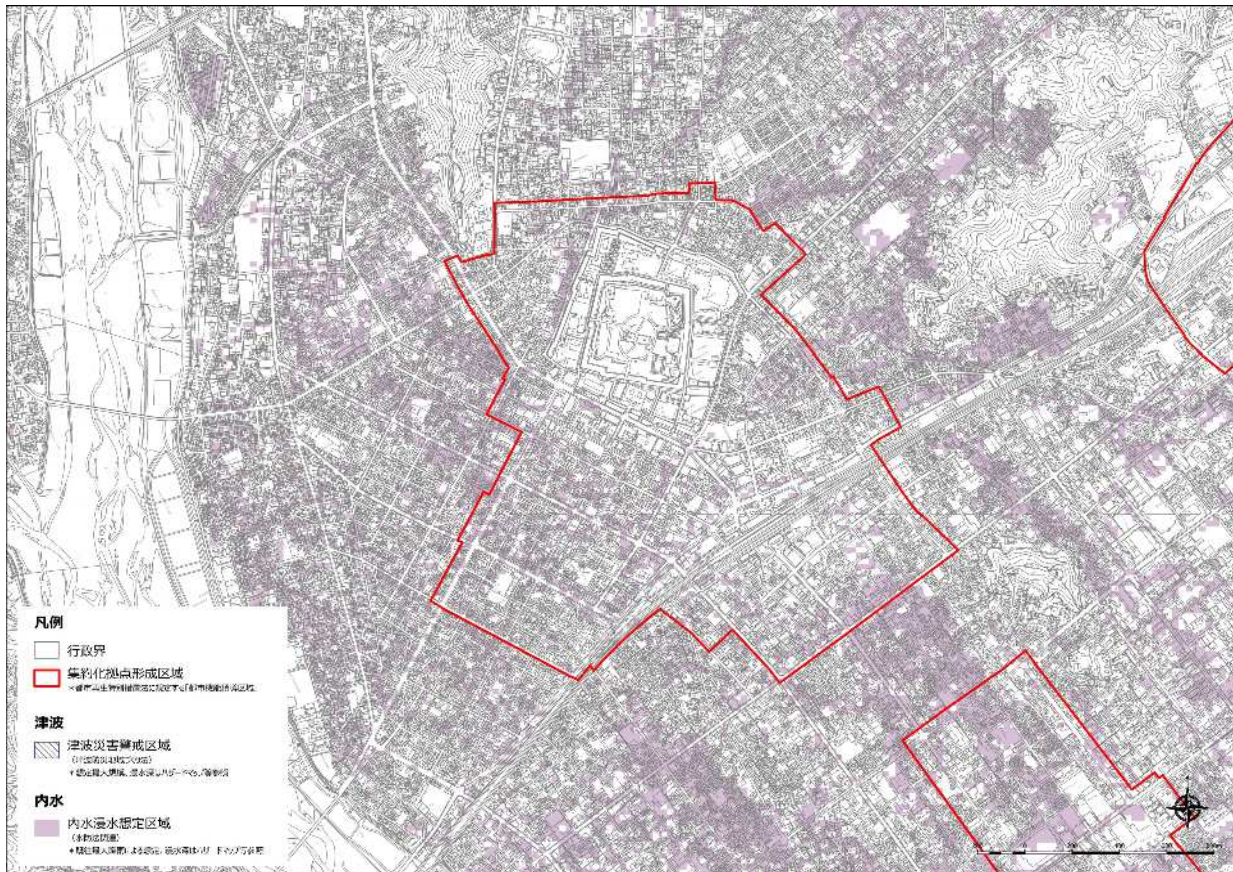
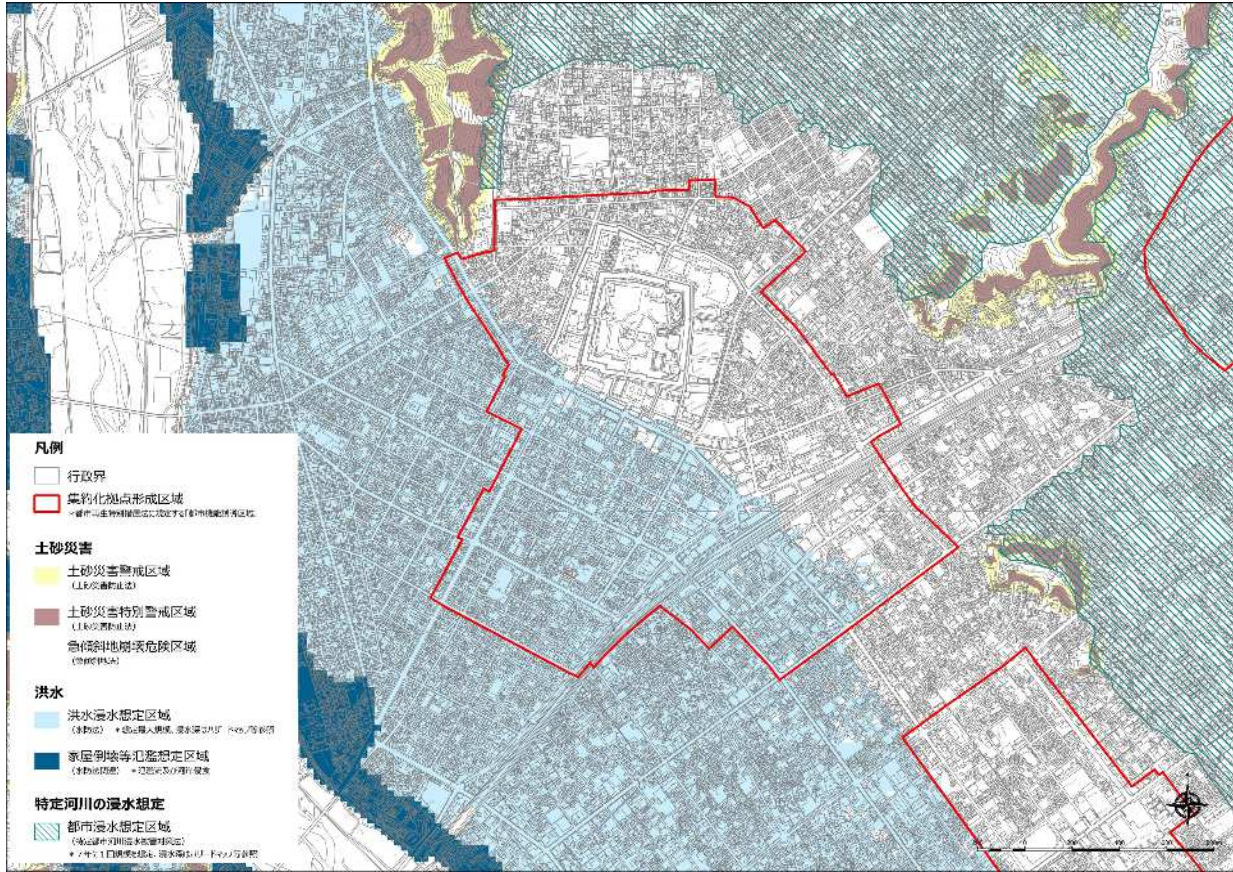


- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章



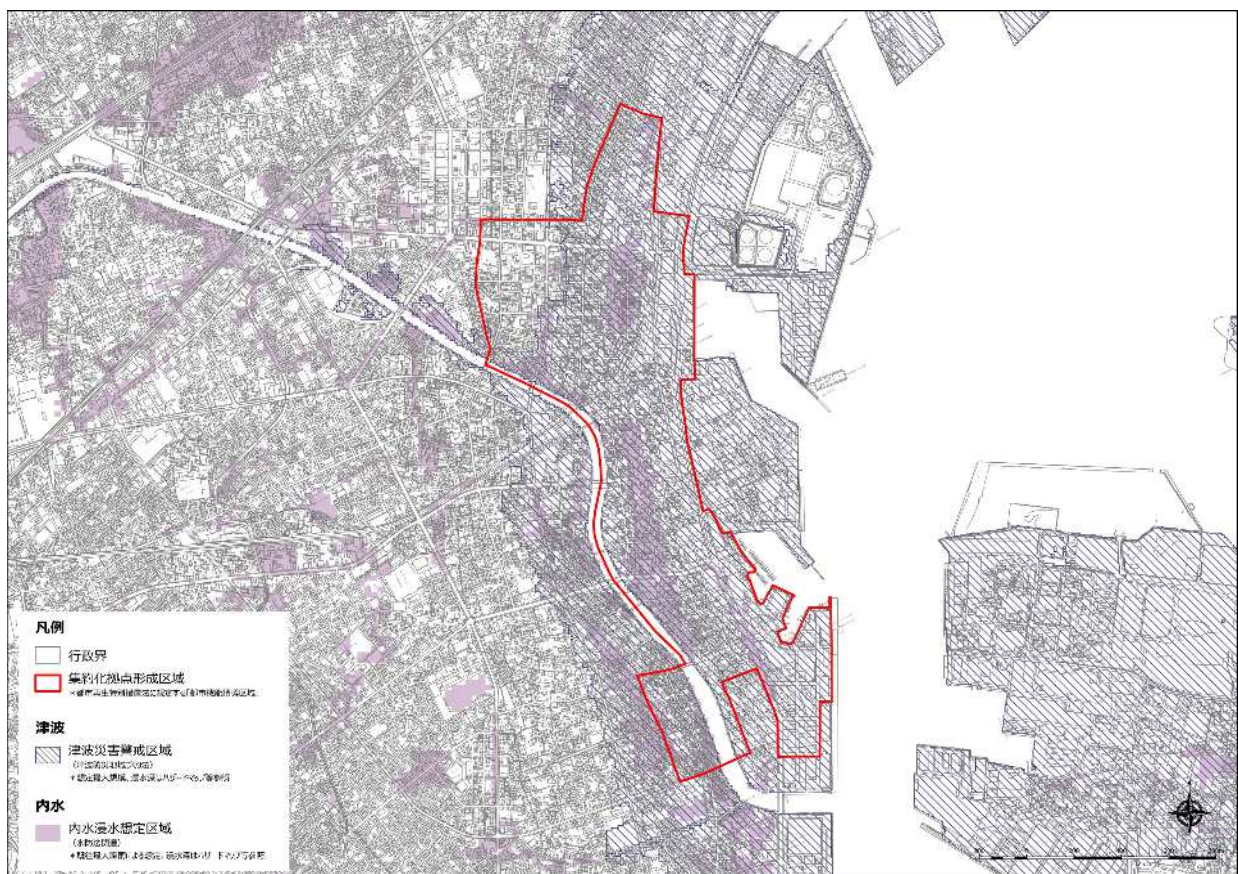
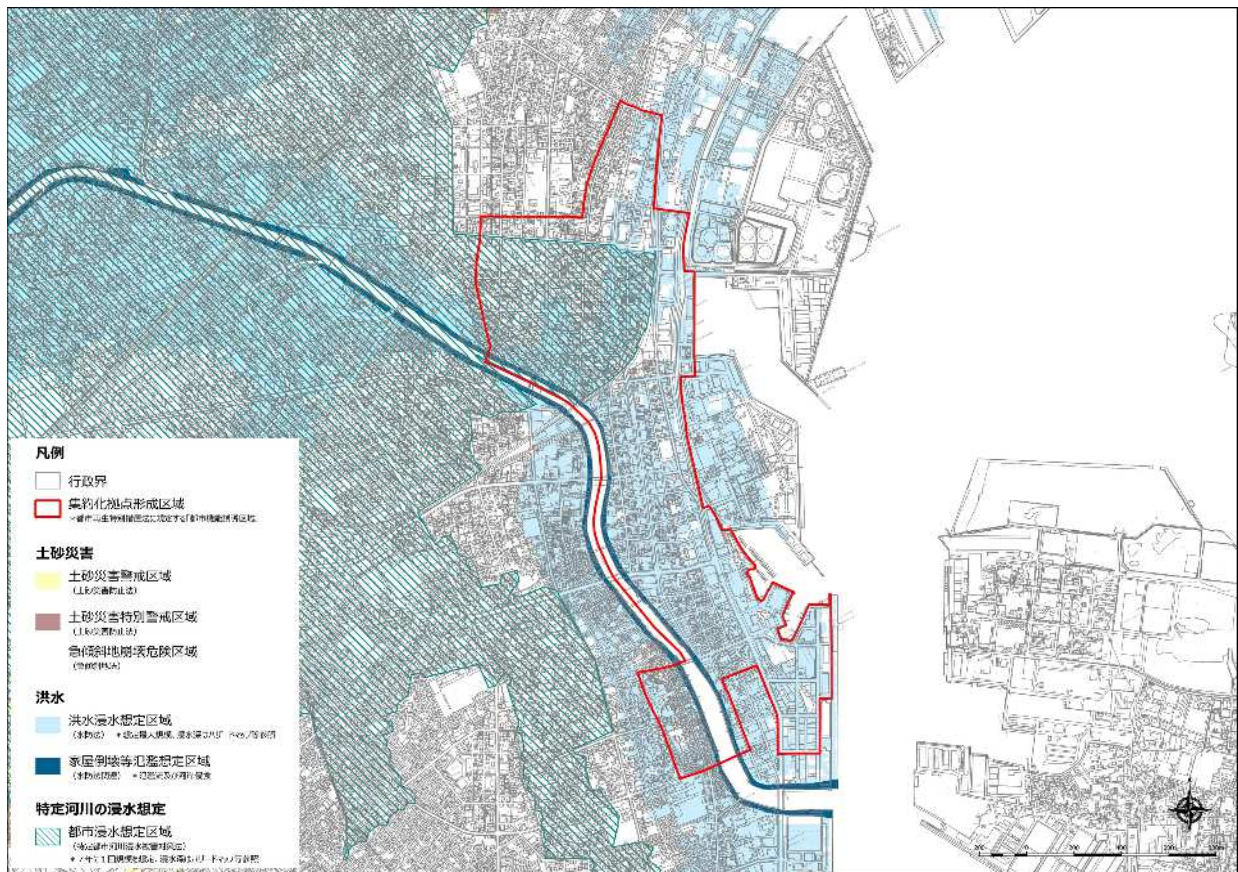
# 参考－４．各集約化拠点形成区域における災害リスク

《静岡駅周辺地区における災害リスク》





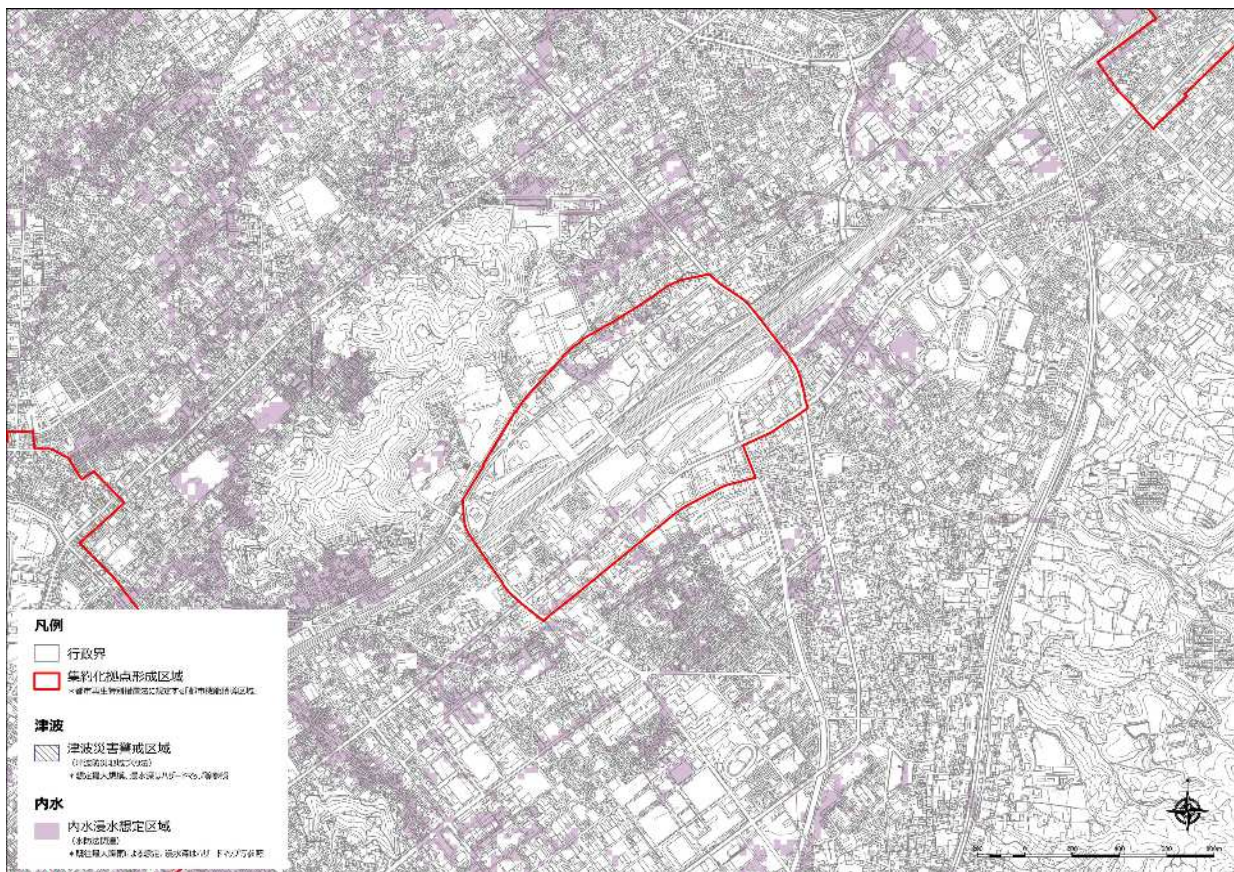
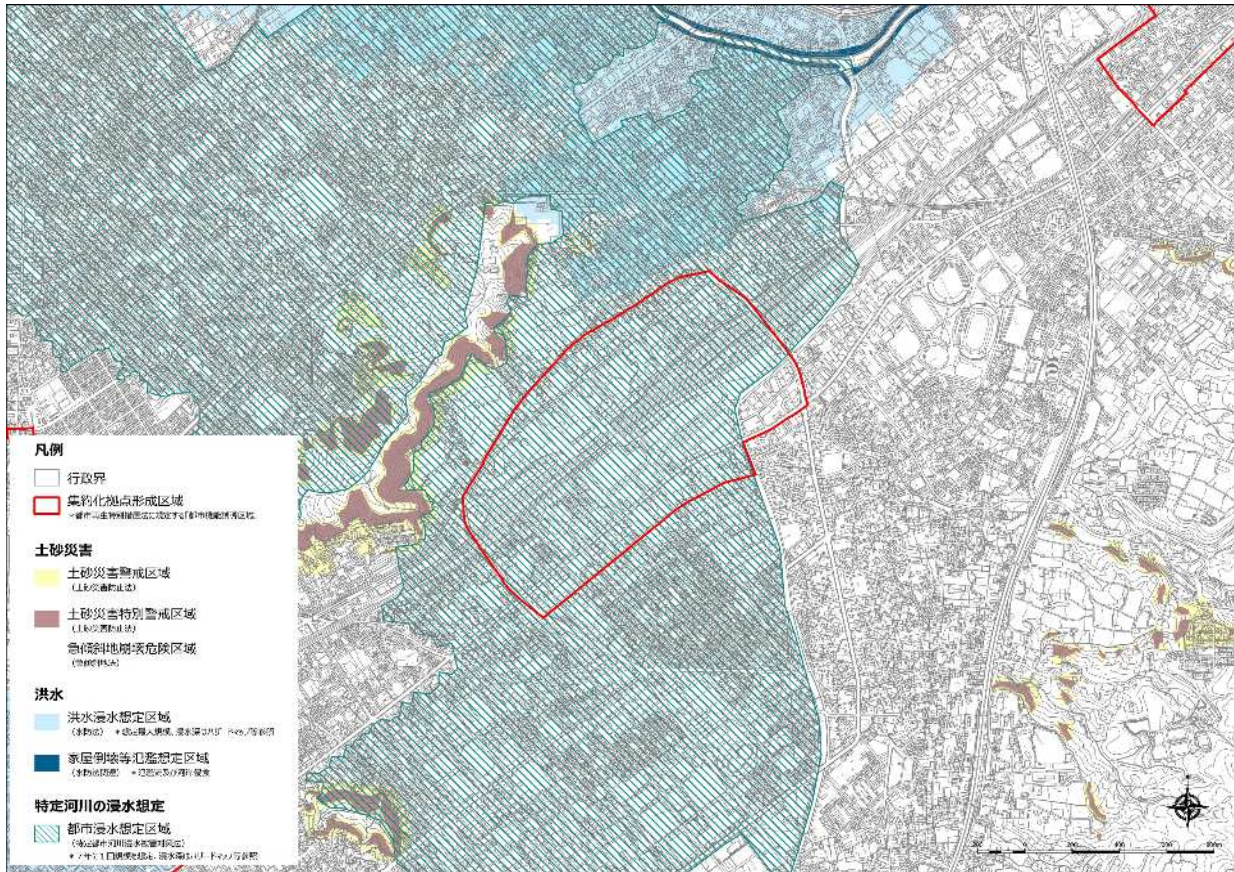
《清水駅周辺地区における災害リスク》



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章

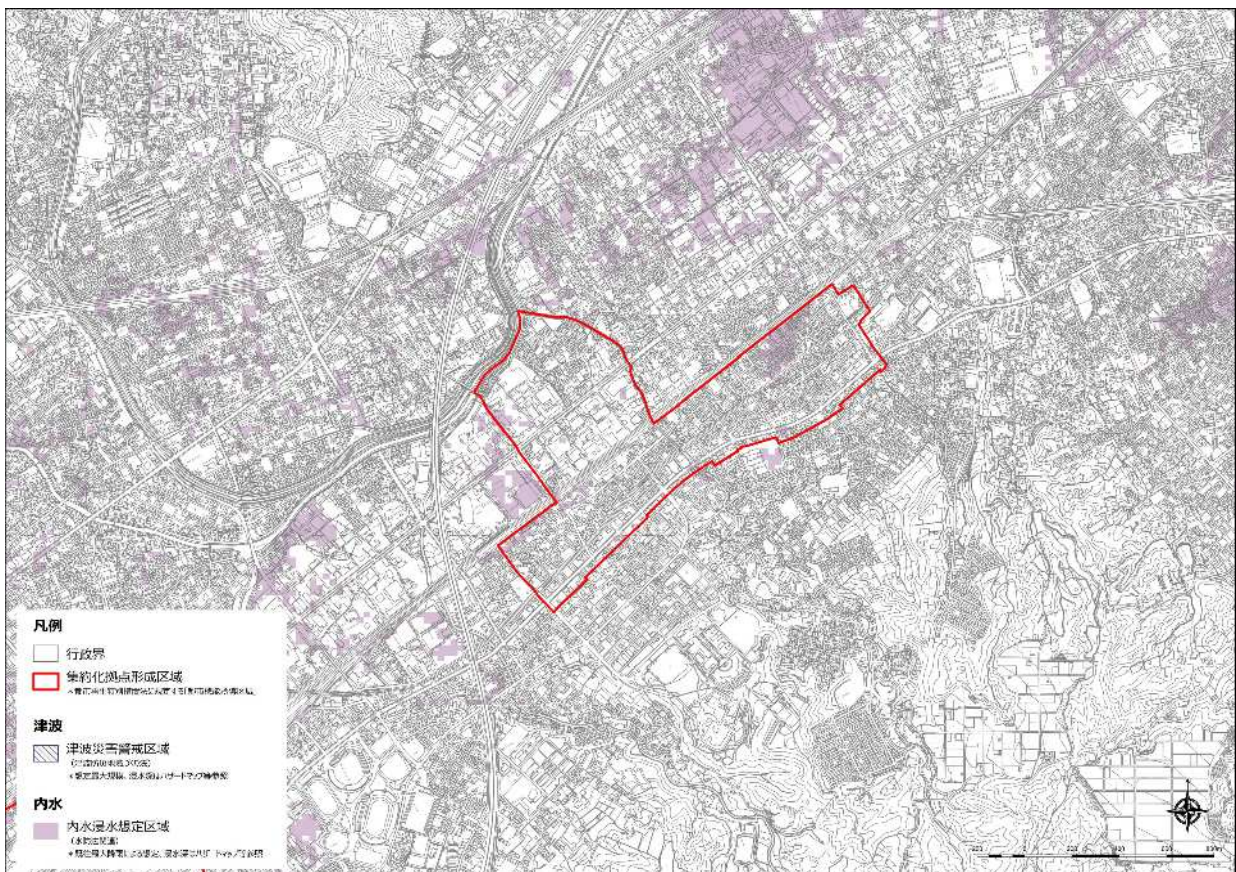
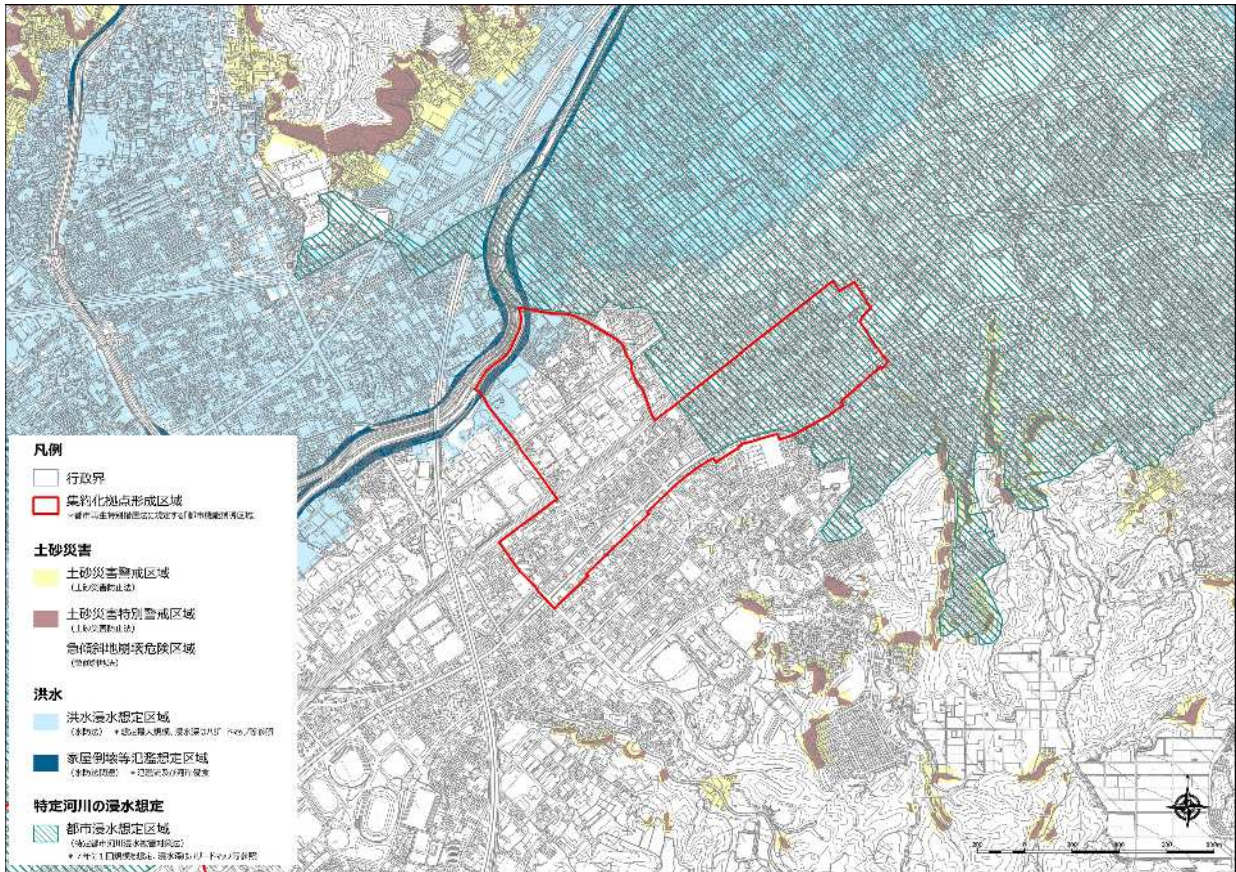


《東静岡駅周辺地区における災害リスク》





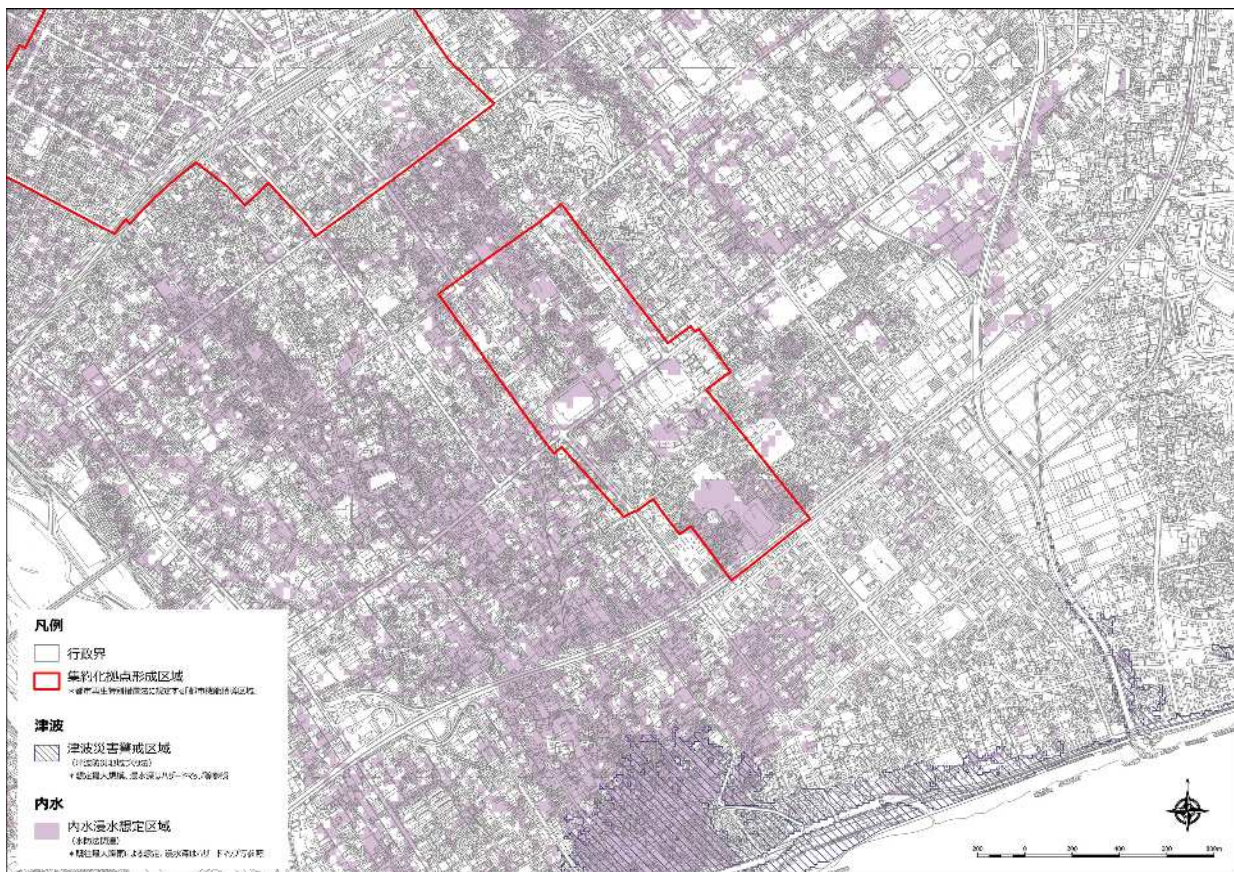
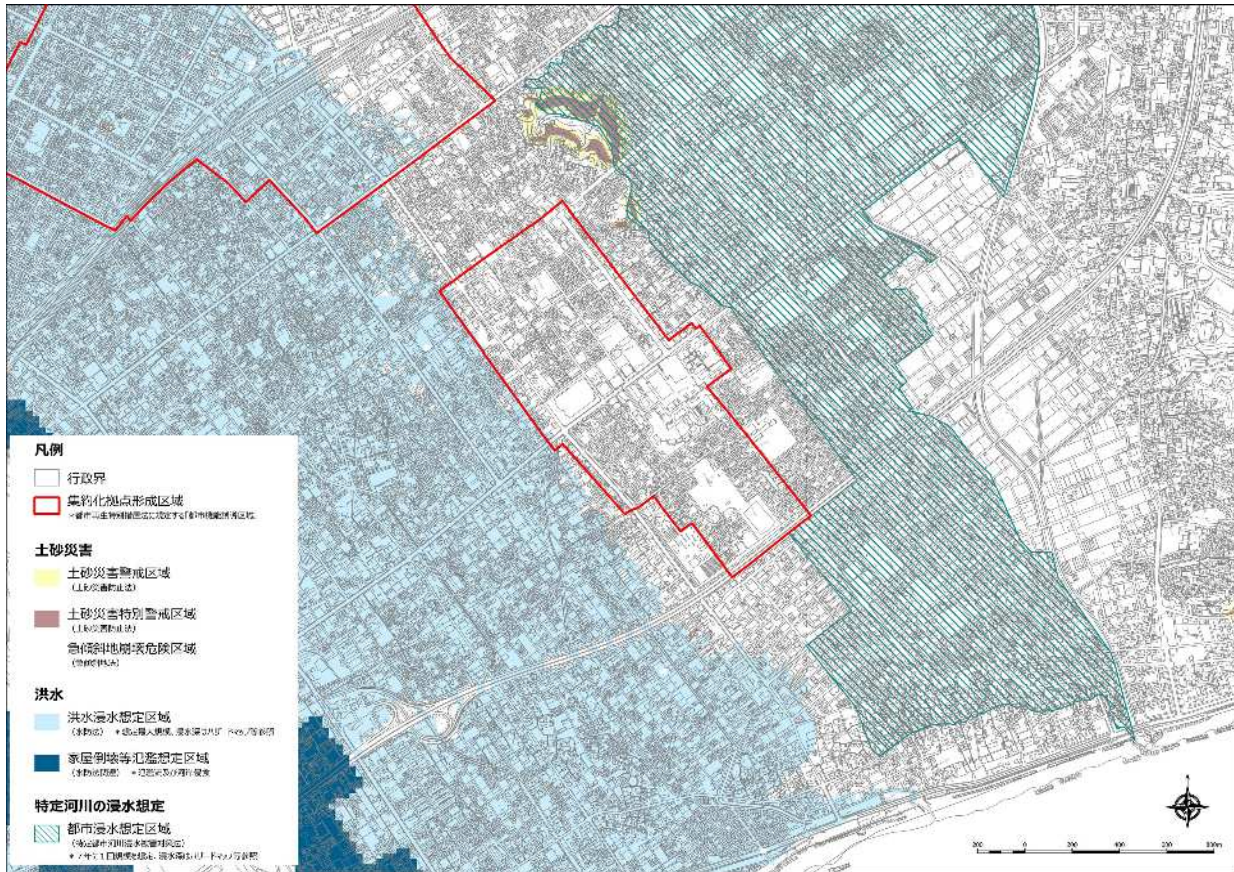
《草薙駅周辺地区における災害リスク》



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章

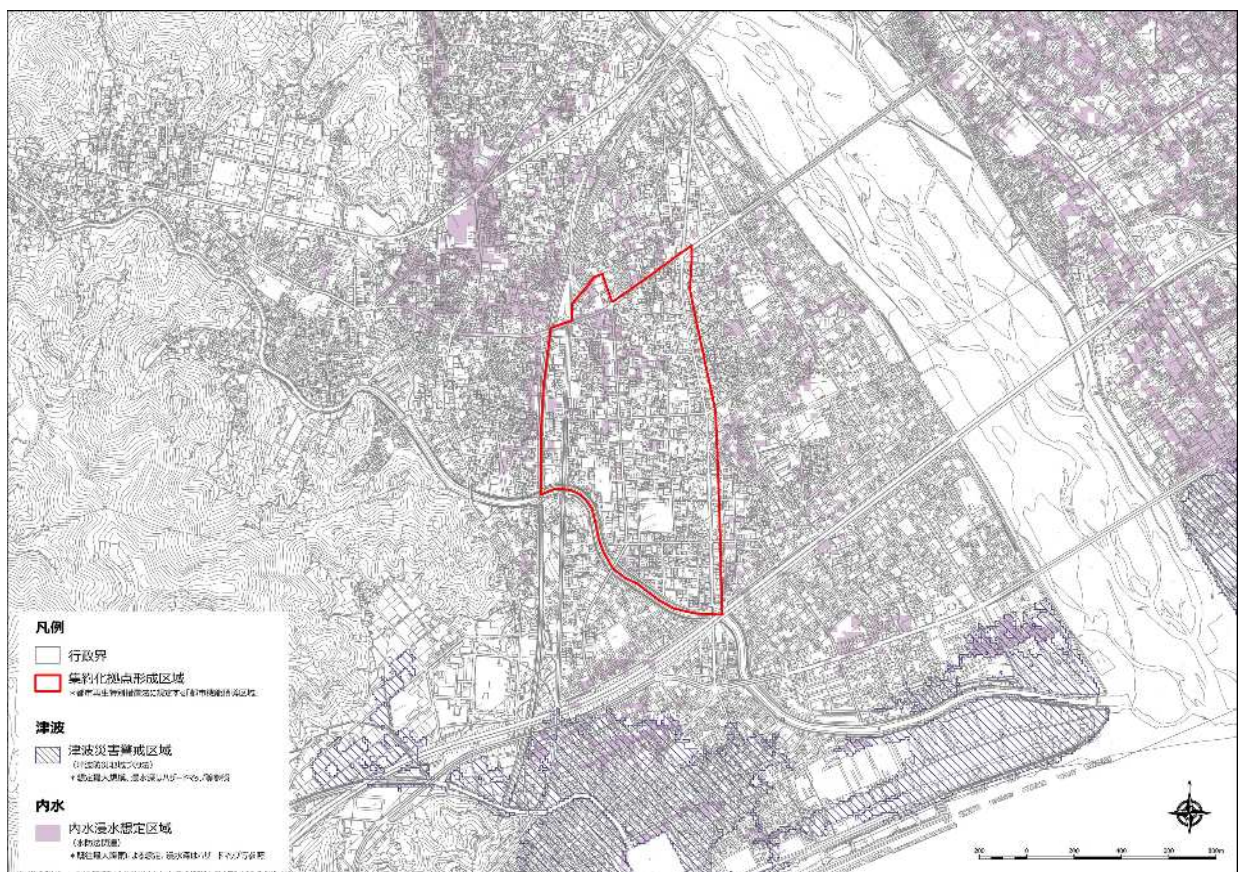
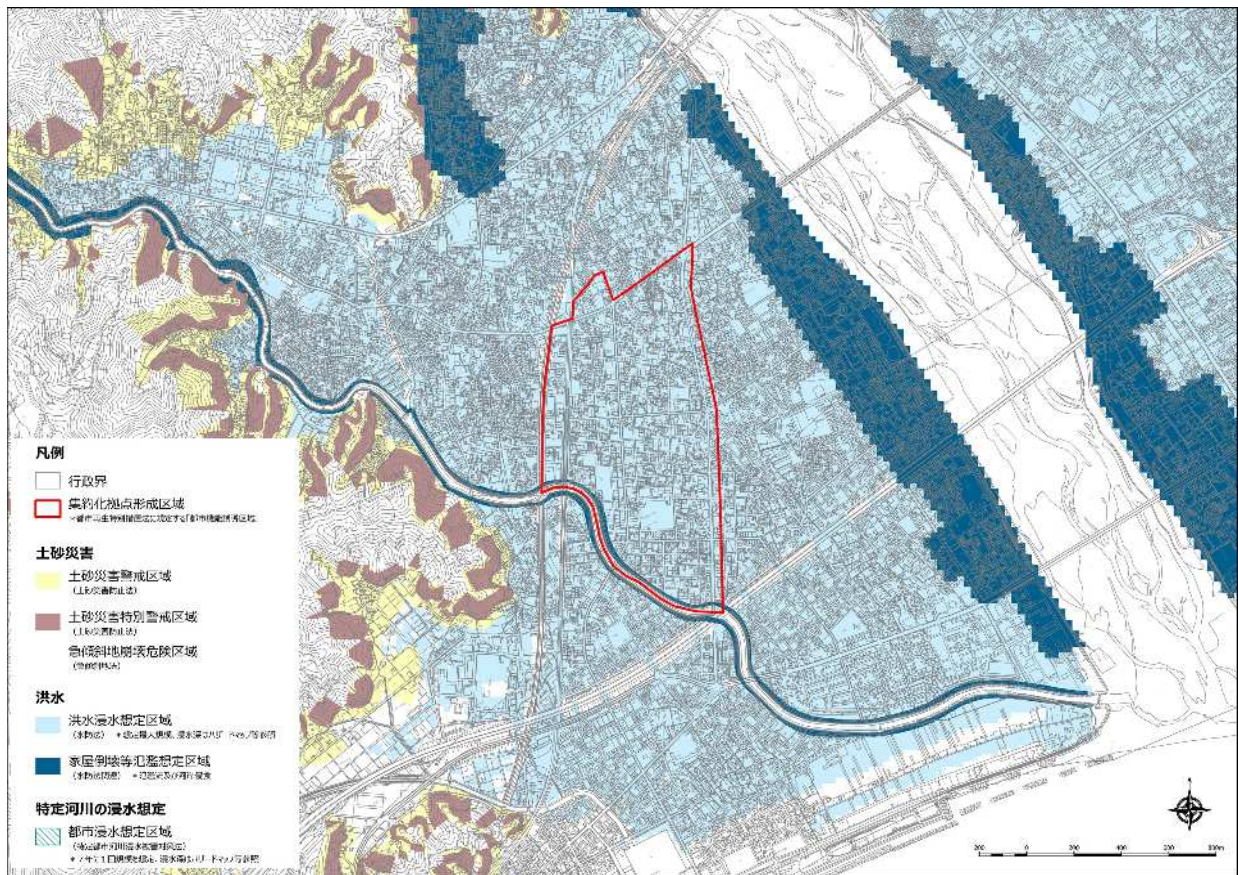


《駿河区役所周辺地区における災害リスク》





《安倍川駅周辺地区における災害リスク》



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

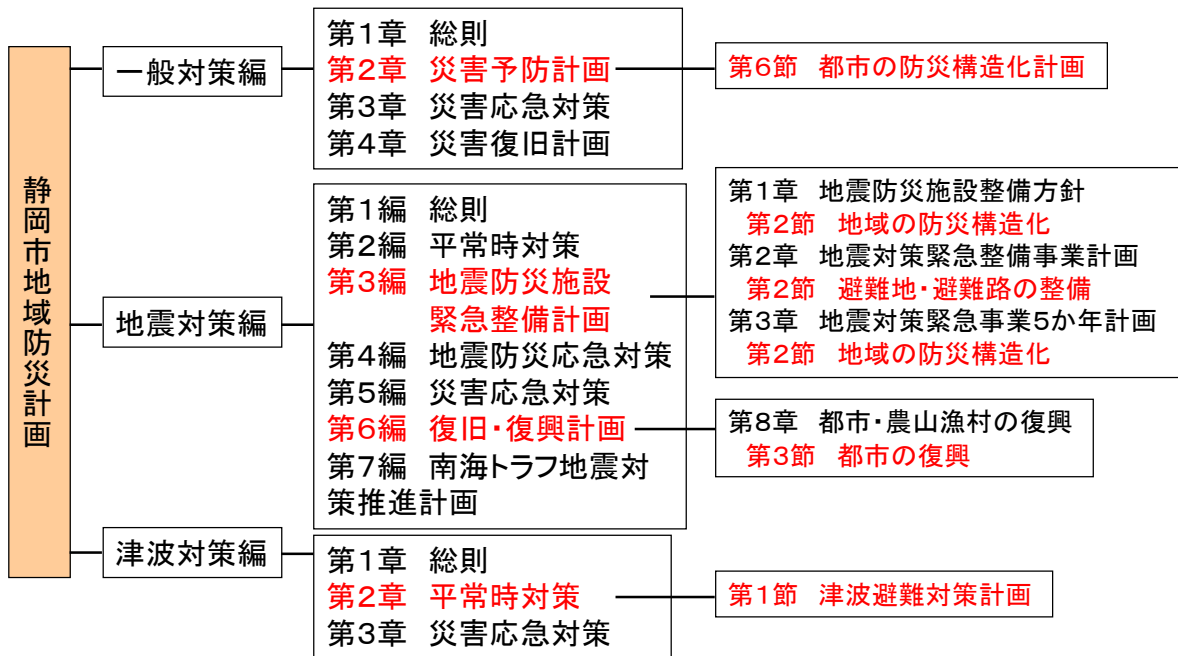


## 参考－５．防災力の向上に関する取組

### ■ 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、本市内における災害の予防と対策について、本市及び行政区域内の防災関係機関の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めたものです。

《静岡市地域防災計画の体系と、都市防災の施策に係る項目》



※赤字部分が、都市防災の分野に係る施策を記した項目

### ■ 防災都市づくり

「防災都市づくり」とは、防災という緊急課題に対応するための、災害に強い空間づくりと、災害時の避難や応急活動を支える空間づくりのことです。

また、主に短期的な施策を位置づけた「地域防災計画」と長期的な都市の将来像を示した「都市計画マスタープラン」との間を双方向につなぐものです。

本市の防災指針（第6章参照）は、この防災都市づくりの考え方で作成しています。

《防災都市づくりの考え方》

#### ■ 防災都市づくりの考え方



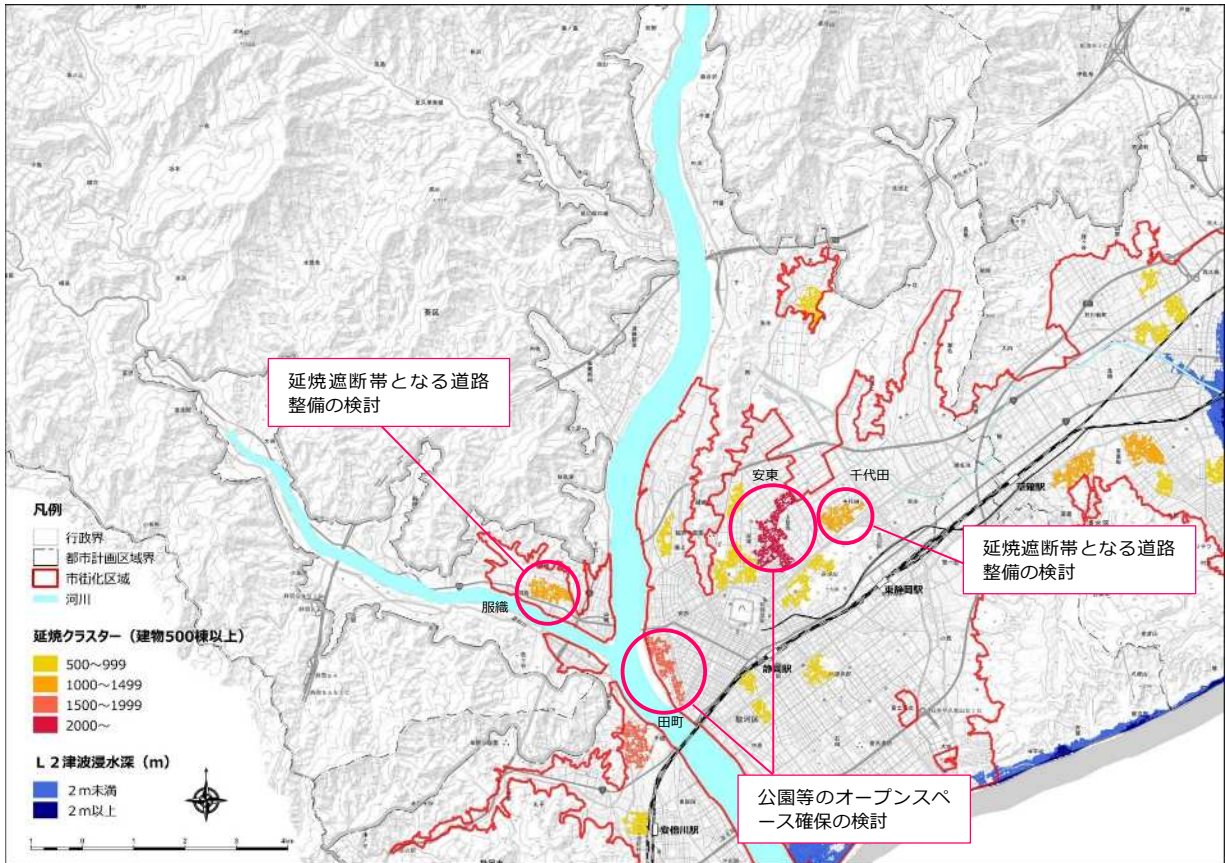
#### 【基本理念】

「みんなの力で創る安心・安全・快適に暮らし続けることができるまち しずおか」

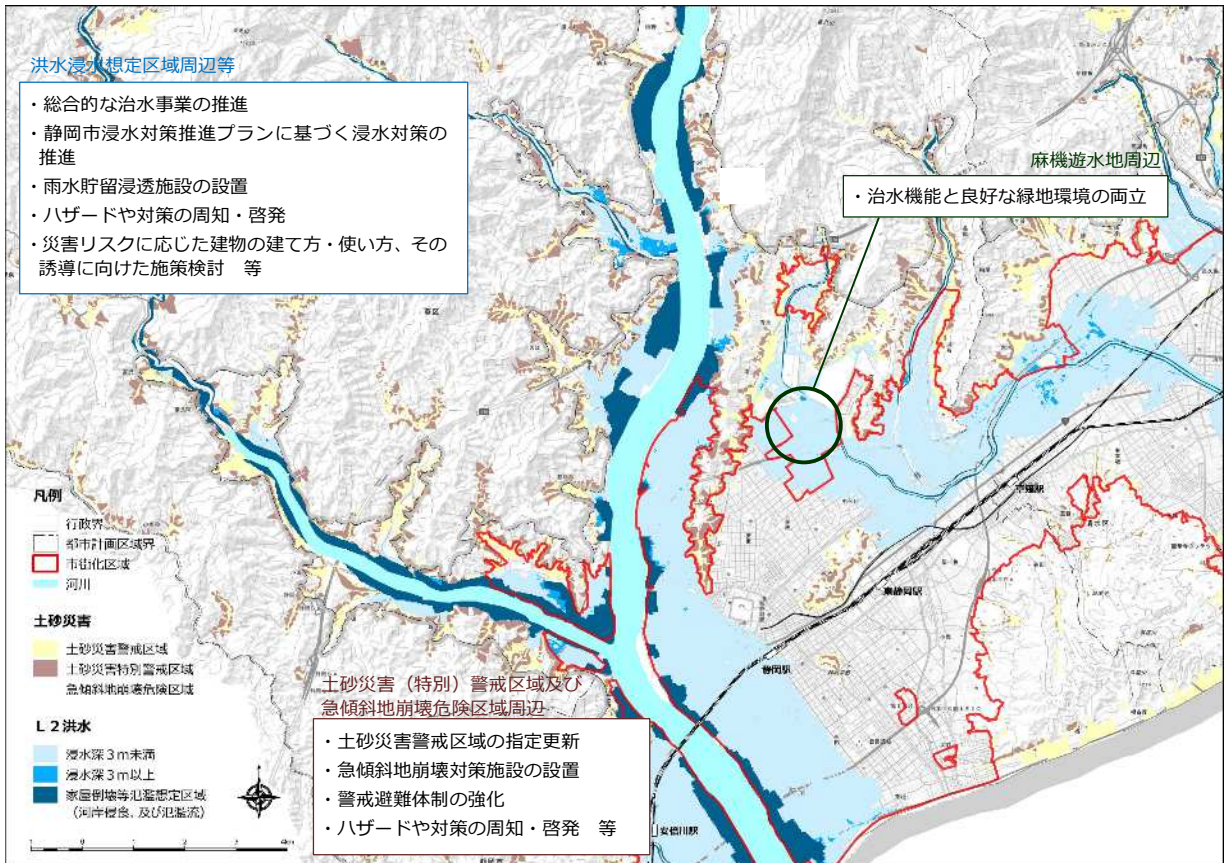
【各区の施策】

○葵区

《葵区で想定される具体的施策の位置図（地震対策）》



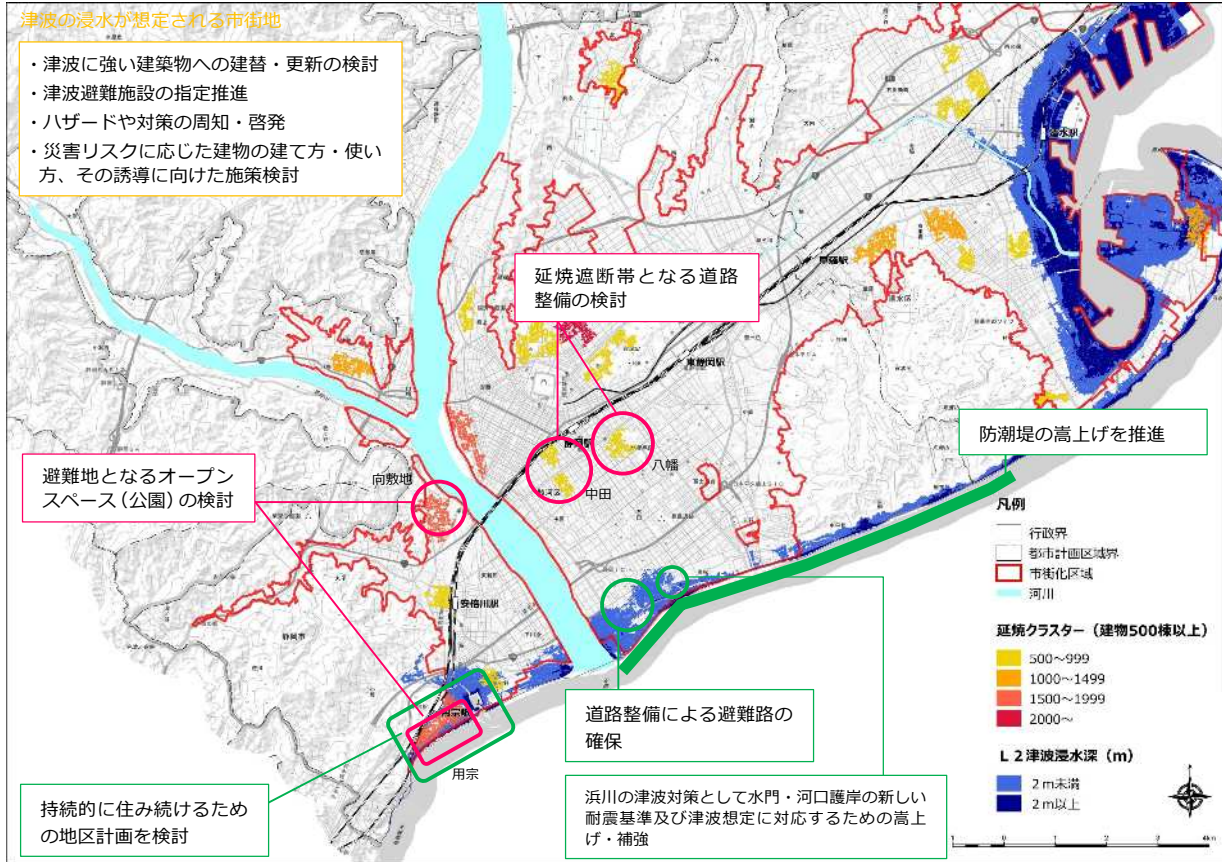
《葵区で想定される具体的施策の位置図（水害・土砂災害対策）》



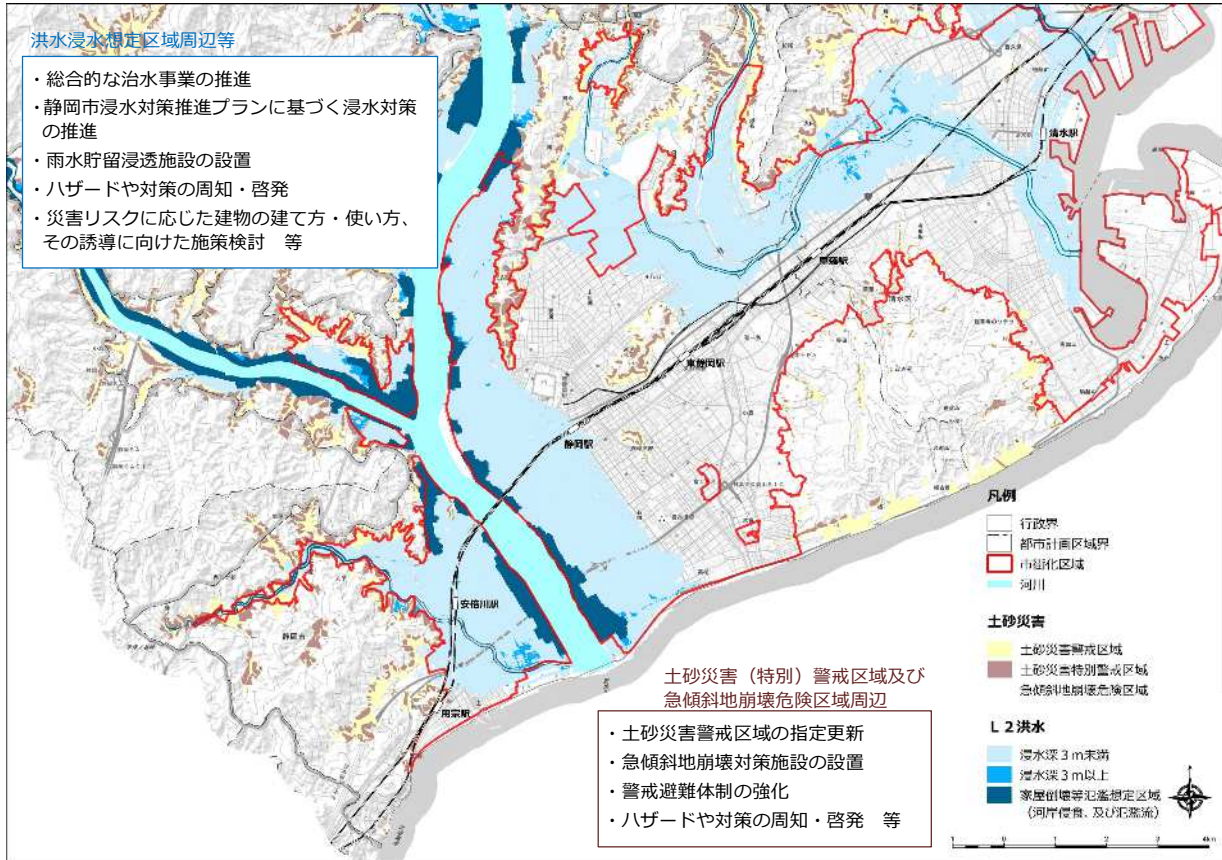


○駿河区

《駿河区で想定される具体的施策の位置図（地震対策）》



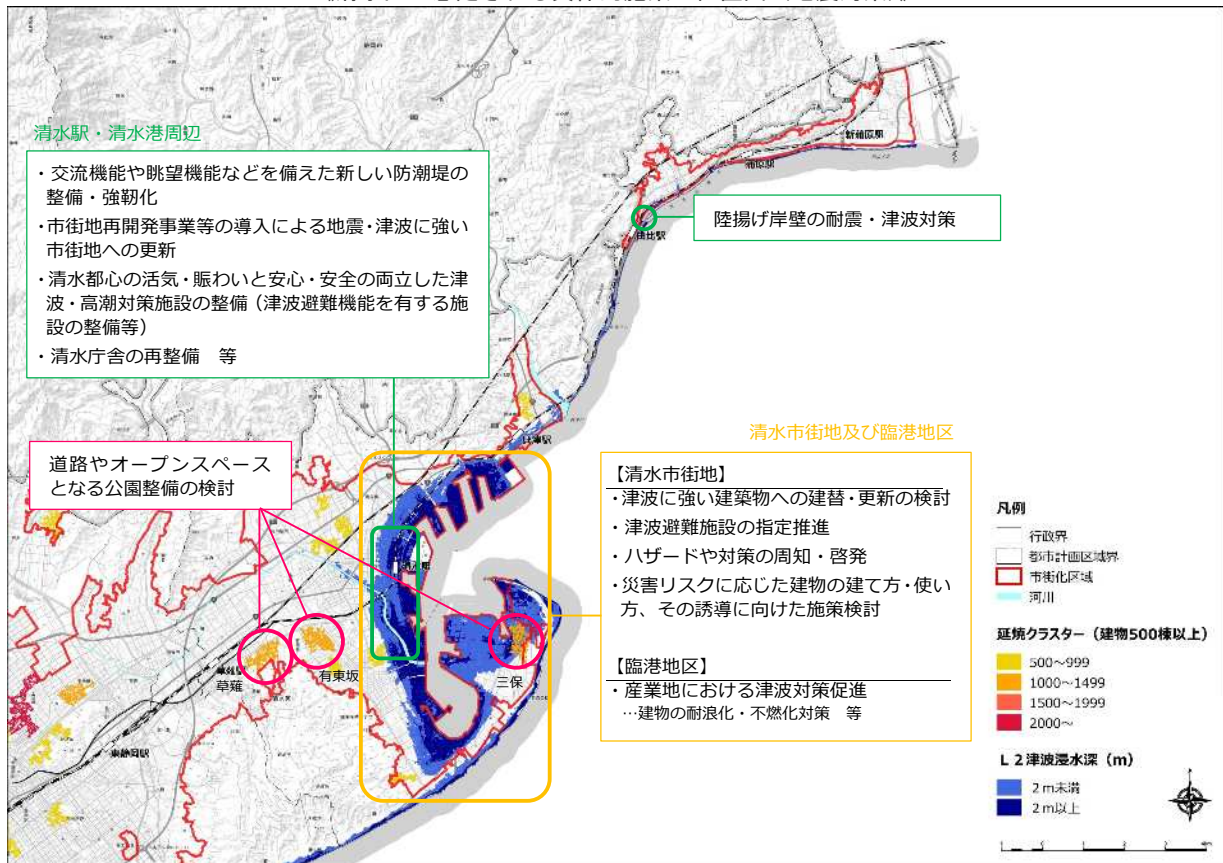
《駿河区で想定される具体的施策の位置図（水害・土砂災害対策）》



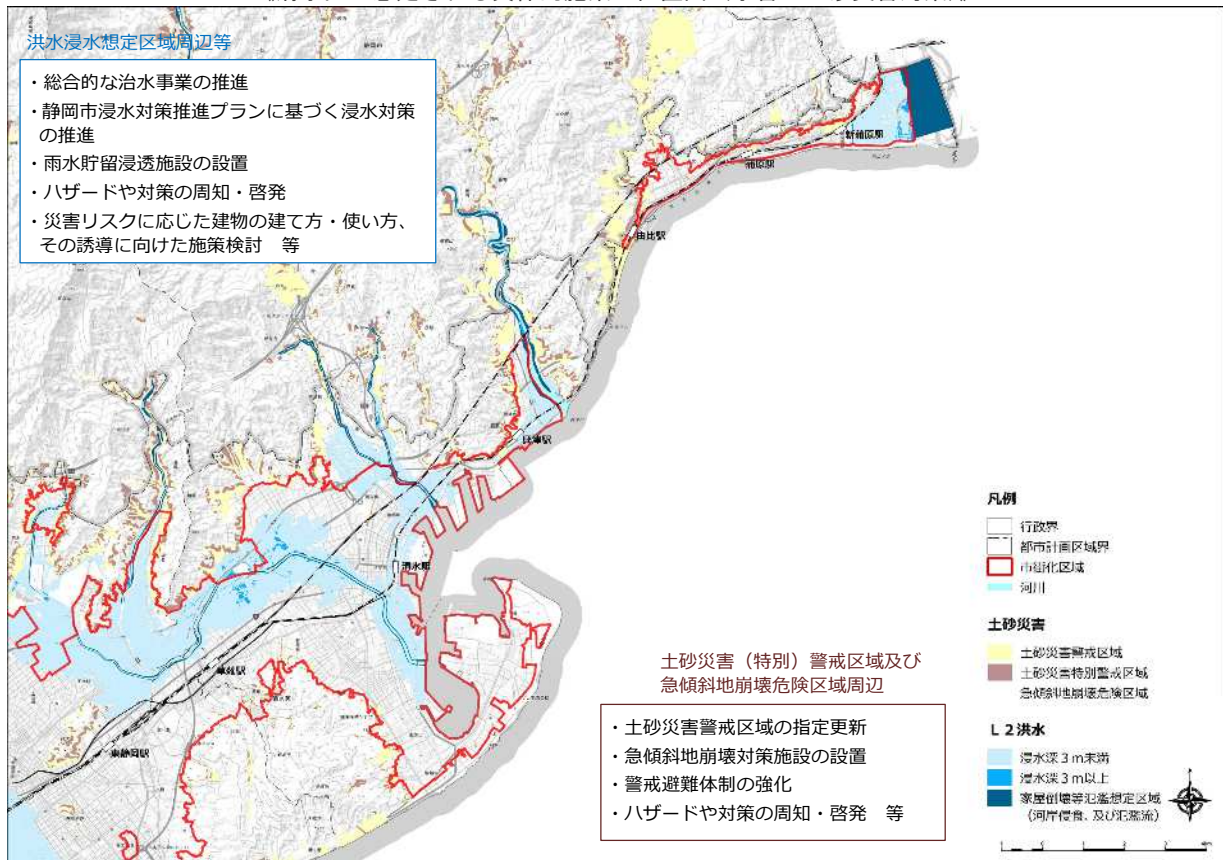


○清水区

《清水区で想定される具体的施策の位置図（地震対策）》



《清水区で想定される具体的施策の位置図（水害・土砂災害対策）》



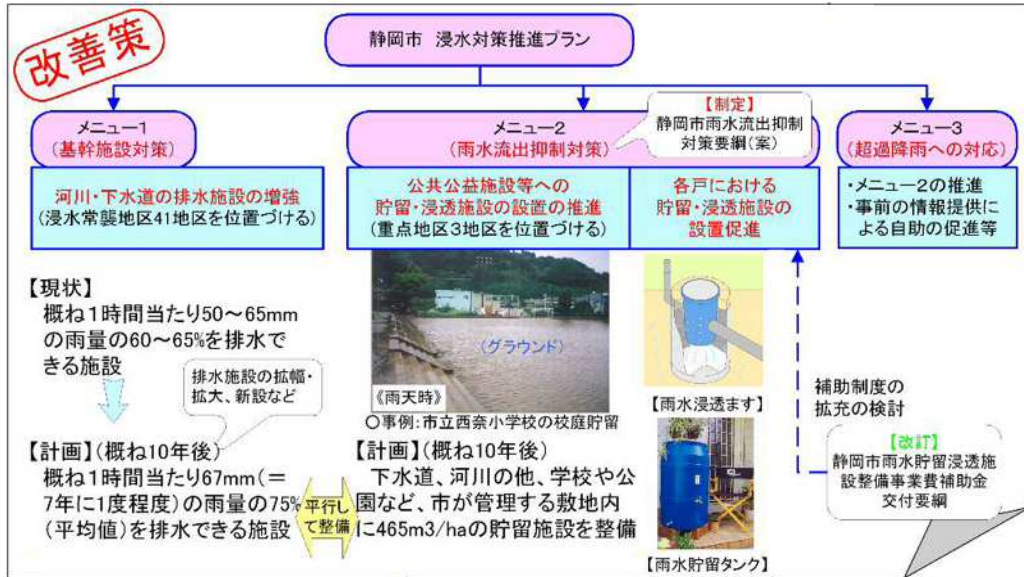
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

資料編

## ■ 浸水対策推進プラン

「災害に強く安心、安全に暮らせるまち」を目指し、市民の大切な生命と財産を守るため、浸水対策推進プランに基づき、対策メニューを市民のみならずとも着実に進め、浸水被害の早期軽減に取り組んでいきます。

《浸水対策推進プランの改善策》



## ■ 津波防災地域づくり推進計画

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害から市民の生命や身体を守る、安心、安全なまちを実現していきます。

### 【基本方針】

「安心・安全な暮らしと、活気・にぎわいが両立するまちづくり」

《津波防災地域づくり推進計画に示す主な取組（清水駅周辺地区）》

方針	事業内容
<b>方針-1</b> 津波から受ける被害を確実に減らす	・ 清水海岸の津波対策（防潮堤の整備等） ・ 清水港海岸保全施設整備事業 ・ 巴川の地震・高潮対策河川事業
<b>方針-2</b> 地震・津波に強い構造のまちづくり	・ 住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 ・ 建築物耐震補強事業
<b>方針-3</b> 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	・ 津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織) ・ 津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設) ・ 津波避難 ビル追加指定事業
<b>方針-4</b> 自助・共助の促進	・ 地域防災リーダー育成事業 ・ 生涯学習交流館・福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業
<b>方針-5</b> 被災後の立ち直りが早い	・ 緊急輸送路などの防災ネットワークとなる道路・街路の整備



## 参考－6. 都市機能の分類の考え方

《都市機能と後背圏の規模・交通アクセスとの関係》

	高次都市機能	地域拠点機能	生活機能
後背圏規模	静岡県(人口約 360 万人)内外 静岡市(人口約 70 万人)の全域	拠点の周辺 (概ね 5 ～ 15 万人規模)	－
交通アクセス	多方面かつ長距離からの アクセス	近隣からのアクセス	近傍からのアクセス

《都市機能のレベルに応じた施設イメージ (例)》

	高次都市機能	地域拠点機能	生活機能
行政	県庁 市役所 保健所 税務署 法務局 庁ワーク	区役所	サービスコーナー 等
医療	病院(2次救急) 病院(周産期母子医療センター)	複数診療科を持つ医療施設 (診療所を除く)	診療所 等
子育て	子育て支援施設(中央)	子育て支援施設(地域)	保育所 幼稚園 こども園 等
福祉	福祉センター(中央)	市町村福祉センター 地域福祉推進センター 老人福祉センター	
教育	大学(院) 短期大学 専修学校		小・中・高校 等
文化	コンベンション施設 文化会館 博物館 博物館相当施設 図書館(県立)	図書館(市立)	公民館 等
商業	百貨店	専門店	コンビニエンスストア 等
業務	本社・支社機能を有する オフィス・事務所	一般的なオフィス・事務所	

## 参考－7. 公共交通利便性の考え方

公共交通の利便性については、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」の考え方を基本に、静岡市民のニーズ（静岡市民ウェブモニターアンケート結果）を考慮して定義しました。

《公共交通利便性の定義》

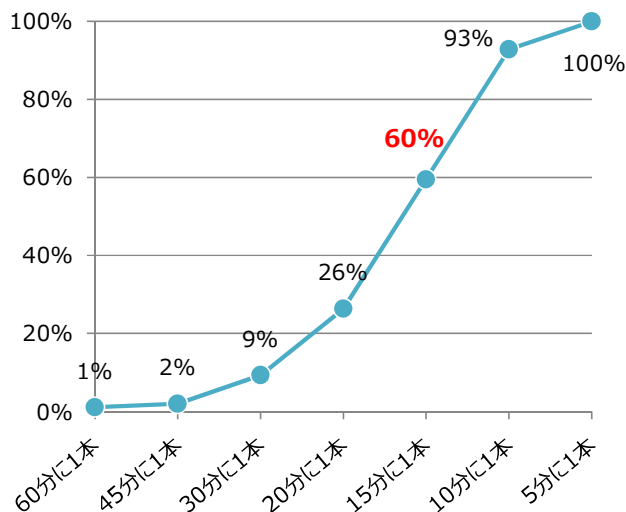
分類	エリアの定義
公共交通利便性の高いエリア	①鉄道：鉄道駅から 800m 以内のエリア
	②バス：バス停*から 300m 以内のエリア （* 運行本数片道約 60 本/日以上 of バス停）

《公共交通利便性を検討した要素》

検討対象とした要素	鉄道	バス	
	鉄道駅からの圏域	バス停からの圏域	バスの運行頻度（平日片道）
①国の「都市構造の評価に関するハンドブック」における「基幹的公共交通路線徒歩圏」	半径 800m	半径 300m	30 本以上
②静岡市民の公共交通へのニーズ（ウェブモニターアンケート結果）において 60%が「利用しやすい」と回答した水準	500～749m	200～299m	15 分に 1 本 （60 本程度※）

※ピーク時 4 本程度と想定し、1 日の運行本数を設定

《バスを利用しやすいと思えるバスの運行頻度》  
（累積度数分布）



《運行頻度 60 本/日のイメージ》

時間帯	運行本数	時間帯	運行本数
5	1	15	3
6	3	16	4
7	4	17	4
8	4	18	4
9	4	19	4
10	3	20	3
11	3	21	3
12	3	22	3
13	3	23	1
14	3		

資料：静岡市民ウェブモニターアンケート

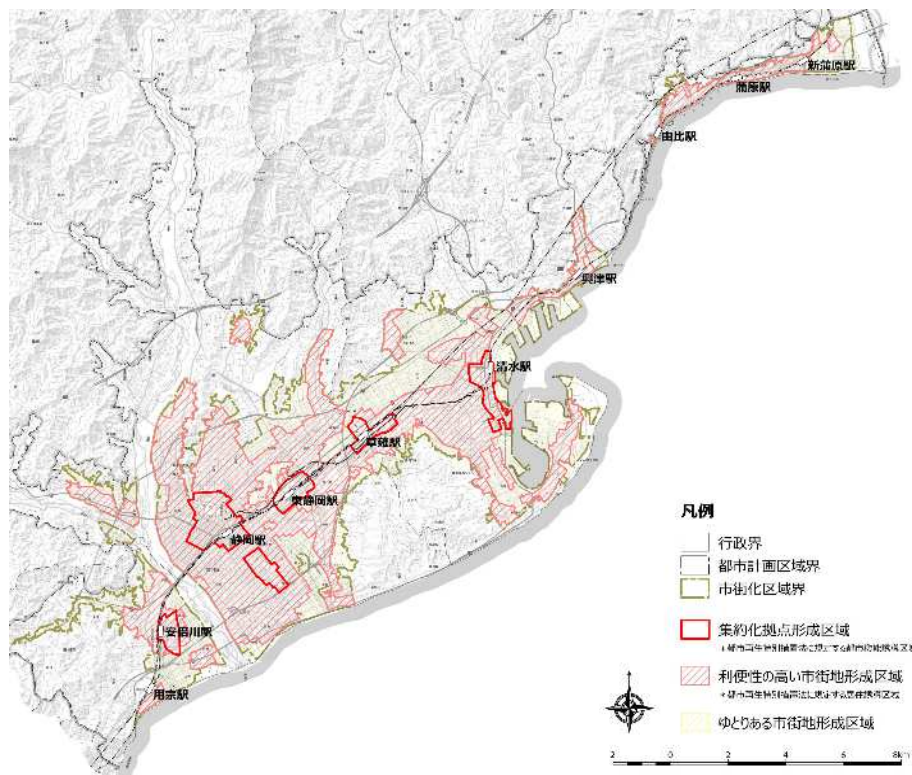
## 参考－8. 各区域の面積

《集約化拠点形成区域の面積（参考値）》

地区	面積[ha]	①に対する割合
静岡駅周辺地区	300.5	2.9%
清水駅周辺地区	160.4	1.5%
東静岡駅周辺地区	113.9	1.1%
草薙駅周辺地区	97.2	0.9%
駿河区役所周辺地区	103.0	1.0%
安倍川駅周辺地区	82.7	0.8%
6地区合計	857.7	8.1%
①市街化区域面積	10,537.1	100.0%

《利便性の高い市街地形成区域の面積（参考値）》

区域	面積[ha]	①に対する割合
利便性の高い市街地形成区域	6,108.7	58.0%
ゆとりある市街地形成区域	4,428.4	42.0%
①市街化区域面積	10,537.1	100.0%



※市街化区域内の、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）、自然公園法に規定する特別地域及び保安林の区域は、利便性の高い市街地形成区域に含めず、ゆとりある市街地形成区域とします。

## 参考－ 9. 届出書の様式

### 【集約化拠点形成区域外】

#### ○様式 1 開発行為の場合

様式 1 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

### 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日  
静岡市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	(1) 開発区域に含まれる地域の名称	静岡市
	(2) 開発区域の面積	㎡
	(3) 建築物の用途	
	(4) 工事の着手予定年月日	令和 年 月 日
	(5) 工事の完了予定年月日	令和 年 月 日
	(6) その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

#### ( 添付図書 )

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(縮尺千分の一以上のもの。例：位置図)
- (2) 設計図  
(縮尺百分の一以上のもの。例：土地利用計画図)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図面  
(例：付近見取図、計画敷地求積図)

## ○様式2 建築行為の場合

様式2（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。		
令和 年 月 日 静岡市長 様		
届出者 住所 氏名 連絡先		
(1) 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地	静岡市
	地番	
	地目	
	面積	㎡
(2) 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
(3) 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	【工事の着手予定年月日】 令和 年 月 日 【工事の完了予定年月日】 令和 年 月 日	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 敷地内における建築物の位置を表示する図面  
(縮尺百分の一以上のもの。例：配置図)
- (2) 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図  
(縮尺五十分の一以上のもの。)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図面  
(例：付近見取図〔縮尺千分の一程度〕、求積図〔上記添付図書で面積が確認できない場合のみ〕)

## ○様式3 上記2つの届出内容を変更する場合

様式3（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

## 行為の変更届出書

令和 年 月 日

静岡市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

- (1) 当初の届出年月日 令和 年 月 日
- (2) 変更の内容
- (3) 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日
- (4) 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## （添付図書）

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

## (1) 開発行為の場合

- イ) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(縮尺千分の一以上のもの。例：位置図)
- ロ) 設計図  
(縮尺百分の一以上のもの。例：土地利用計画図)
- ハ) その他参考となるべき事項を記載した図面  
(例：付近見取図、計画敷地求積図)

## (2) 建築行為の場合

- イ) 敷地内における建築物の位置を表示する図面  
(縮尺百分の一以上のもの。例：配置図)
- ロ) 建築物等の二面以上の立面図及び各階平面図  
(縮尺五十分の一以上のもの。)
- ハ) その他参考となるべき事項を記載した図面  
(例：付近見取図〔縮尺千分の一程度〕、求積図〔上記添付図書で面積が確認できない場合のみ〕)



## 【集約化拠点形成区域内】

## ○様式4 誘導施設を休廃止する場合

様式4（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

## 誘導施設の休廃止届出書

令和 年 月 日

静岡市長 様

届出者 住所  
氏名  
連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

## 記

(1) 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：

用途：

所在地：静岡市

(2) 休止（廃止）しようとする年月日 令和 年 月 日

(3) 休止しようとする場合にあっては、その期間

(4) 休止（廃止）に伴う措置

1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 (4) 2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

## 【利便性の高い市街地形成区域外】

## ○様式 5 開発行為

様式 5（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

## 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日  
静岡市長 様届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	(1) 開発区域に含まれる地域の名称	静岡市
	(2) 開発区域の面積	㎡
	(3) 住宅等の用途	
	(4) 行為の着手予定年月日	令和 年 月 日
	(5) 行為の完了予定年月日	令和 年 月 日
	(6) その他必要な事項	【区画数】

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(縮尺千分の一以上のもの。例：位置図)
- (2) 設計図  
(縮尺百分の一以上のもの。例：土地利用計画図)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書  
(例：付近見取図、計画敷地求積図)



## ○様式6 建築行為

様式6（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 } { 建築物を改築して住宅等とする行為 } { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }		について、下記により届け出ます。
令和 年 月 日 静岡市長 様		届出者 住所 氏名 連絡先
(1) 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地	静岡市
	地番	
	地目	
	面積	m <sup>2</sup>
(2) 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
(3) 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	【行為の着手予定年月日】 令和 年 月 日 【行為の完了予定年月日】 令和 年 月 日 【戸数】	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 敷地内における住宅等の位置を表示する図面  
(縮尺百分の一以上のもの。例：配置図)
- (2) 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図  
(縮尺五十百分の一以上のもの。)
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書  
(例：付近見取図〔縮尺千分の一程度〕、求積図〔上記添付図書で面積が確認できない場合のみ〕)

## ○様式7 上記2つの届出内容を変更する場合

様式7（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

## 行為の変更届出書

令和 年 月 日

静岡市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

(1) 当初の届出年月日 令和 年 月 日

(2) 変更の内容

(3) 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日

(4) 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## (添付図書)

この届出書には次に掲げる図書を添付しなければならない。

## (1) 開発行為の場合

イ) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
(縮尺千分の一以上のもの。例：位置図)ロ) 設計図  
(縮尺百分の一以上のもの。例：土地利用計画図)ハ) その他参考となるべき事項を記載した図書  
(例：付近見取図、計画敷地求積図)

## (2) 建築行為の場合

イ) 敷地内における住宅等の位置を表示する図面  
(縮尺百分の一以上のもの。例：配置図)ロ) 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図  
(縮尺五十分の一以上のもの。)ハ) その他参考となるべき事項を記載した図書  
(例：付近見取図〔縮尺千分の一程度〕、求積図〔上記添付図書で面積が確認できない場合のみ〕)